

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時
平成 24 年 7 月 5 日（木曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 2 時 44 分散会
（うち休憩 午前 11 時 49 分～午後 1 時 1 分）
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、郷右近浩委員、
名須川晋委員、千葉伝委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤枝担当書記、工藤担当書記、星野併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、杉原農政担当技監、
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、
寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、
大村技術参事兼漁港漁村課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、
及川農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、
小田島団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、
千葉農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、中南農産園芸課水田農業課長、
渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、
石田水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、
佐藤競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
1 名
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査
ア 議案第 2 号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）
第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第4項 農林水産施設災害復旧費

イ 議案第13号 船越漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第23号 山田漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第24号 茂師漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

オ 議案第25号 白浜（鵜住居）漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○高橋昌造委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案5件について審査を行います。

初めに、議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第2号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費及び第11款災害復旧費、第4項農林水産施設災害復旧費の予算議案を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案（その2）でございます。1ページをお開き願います。議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第2号）であります。1ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額80億9,094万8,000円と、5ページにまいりまして第11款災害復旧費、4項農林水産施設災害復旧費の1億3,749万7,000円の合計で総額82億2,844万5,000円を補正しようとするものであります。この補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。簡潔に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の21ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費のいわて農林水産業6次産業化推進事業費は、県産農林水産物の付加価値向上と販路拡大の取り組みを推進するため、先進的で高度な食品加工技術についての検証や製品化に向けた調査等を行おうとするものであります。

次に、4目農業振興費ですが、被災地域農業復興総合支援事業費は、被災市町村が復興プランに掲げた農業復興を実現するために行う被災農業者等への貸与を目的とした農業用施設、機械の整備を支援しようとするものであり、いわてグリーン・ツーリズム復興応援事業費は、震災の影響により体験型教育旅行を含むグリーン・ツーリズム旅行者数が半減していることから、受け入れ地域の復興状況や魅力のPR、体験型教育旅行の安全性を県外の学校や旅行会社に周知することにより旅行者数の回復を図り、受け入れ地域の活性化を図ろうとするものであります。

次に、6目畑作振興費の農産物放射性物質検査事業費は、県産農産物の安全性を確保するため、玄米、麦類、大豆、ソバ、野菜、果実等の放射性物質濃度検査を実施しようとするものであり、12目農業大学校費の管理運営費は、農業大学校の牧草が利用自粛となったことにより、必要となる飼料の購入経費及び草地の除染に要する経費を計上しようとするものであります。

23ページをお開き願います。2項畜産業費、2目畜産振興費の放射性物質被害畜産総合対策事業費は、県産畜産物の安全性を確保するため、牧草や稲わらなど県内産粗飼料の放射性物質濃度の検査や牧草地の除染並びに廃用牛の適正出荷のため、県が設置する廃用牛の集中管理施設の運営に要する経費等について補正しようとするものであります。

5目農業研究センター費の管理運営費は、農業研究センター畜産研究所及び種山畜産研究室の牧草利用自粛により必要となる粗飼料の購入経費及び草地の除染に要する経費を計上しようとするものであります。

24ページをお開き願います。24ページは、4項林業費、2目林業振興指導費の特用林産物放射性物質調査事業費は、原木シイタケに係る放射性物質濃度の全戸検査を実施するものでありますが、検査品目にほだ木等を追加したこと及び民間検査機関に一部外注することで県の検査体制を補完するなど、検査経費等を補正しようとするものであり、特用林産施設等体制整備事業費補助は、被災した菌床シイタケ生産者の生産力を被災前の生産水準まで回復させるため、菌床ほだ玉の購入に要する経費を補助しようとするものであります。

25ページにまいりまして、5項水産業費、1目水産業総務費の管理運営費は、国庫補助事業により取得した財産の処分に伴い国庫返還金を計上しようとするものであり、2目水産業振興費の水産物安全出荷推進事業費は、県産水産物の安全性を確保するとともに、出荷制限の早期解除に向けた放射性物質の検査体制を構築するため、県が指定する海産魚及び川魚の放射性物質濃度の検査を実施しようとするものであります。

次に、10目漁港漁場整備費ですが、漁業集落防災機能強化事業費補助及び漁港機能復旧事業費補助の補正は、いずれも市町村が策定する復興計画に基づいて行う復興交付金事業について、関係市町村の申請状況に基づき所要の経費を補正しようとするものであります。漁場復旧対策支援事業費は、漁場に堆積している漁船等のがれきを撤去し、漁場機能の回復を図ろうとするものであります。

次に、39ページにお移り願います。11款災害復旧費、4項農林水産施設災害復旧費、1

目農地及び農業用施設災害復旧費の卸売市場施設災害復旧事業費補助は、被災した地方卸売市場大船渡青果の施設復旧に要する経費について補助しようとするものであります。

以上で議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○大宮惇幸委員 今説明いただいた中でちょっと確認したいことがあります。農業大学校、畜産研究所で、放射能の影響を受けてえさ代、粗飼料、濃厚飼料含めて、これが東京電力の賠償の対象になるのかどうかということを確認したいと思います。

○千葉担い手対策課長 東京電力に対して今後必要な額を請求してまいりたいと考えております。

○大宮惇幸委員 いずれ賠償金の対象になるということでありませけれども、きのうまでの一般質問の受け答えの内容を聞いていますと非常にこの支払いが滞っているという状況であります。畜産のみならず全てがそういう状況下にあるわけですけれども、これをできるだけ早める手段といたしますか、手だてといたしますか、そういうものが当局側にはあるものですか、どうなのですか。

○千葉担い手対策課長 県では、東京電力側に対してこれまで早期の支払いを機会あるごとに要請してまいりました。今後も引き続き機会あるごとに東京電力に強く要請をしてまいりたいと考えております。また、今回 J A 協議会のほうの畜産関係に係る損害賠償につきまして、概算払いというものがこの 6 月 29 日に行われたところでございます。東京電力側としては、損害賠償の精算請求に向けて確認作業を進めておるところでございますけれども、時間がかかっているということもございましておこなっている状況でございます。ただ、そうした一方、農家の方々に非常に御迷惑をおかけしているということも東京電力側では認識しておりまして、今回概算払いということで東京電力側が払ったこともございしますので、そうした概算払いも含めまして、できるだけ早く農家の方々に損害賠償金が届くように県としても引き続き要請してまいりたいと考えております。

○大宮惇幸委員 いろいろ努力をいただいているとは思いますが、農家サイドからのお願いになるわけでありませけれども、何とかある程度見通しがついたという段階になったら、県が一日も早く立てかえてやるような考えはお持ちでしょうか、どうなのですか、その辺のところをお尋ねいたします。

○千葉担い手対策課長 損害賠償は、確かに非常に支払いがおこなわれているという状況でございます。こうした状況を踏まえまして、J A グループとしては農家経営に必要な運転資金を融通するために、J A バンク東日本大震災対応緊急資金を創設いたしまして、県がこれに対し利子補給を行いまして無利子、原則無担保、無保証人での融資を行っているところでございます。また、畜産農家向けには肉用牛肥育経営緊急支援事業を創設しまして、出荷遅延となっている廃用牛を対象に支援金を交付するといったことも取り組んでいるところでございます。

○大宮惇幸委員 利子補給しながらJAのほうで資金を融通するということなのですが、やはり生産現場からすると仮渡しと違って非常に事務的なものがある。生産者は事務のプロではないわけだし、そういう部分で、その資金も悪いとは言いません。いいにはいいのですが、やっぱり仮渡しが最もスピードがあっていいのだというようにお話をいただいておりますので、その点についても今後十分現場の声を踏まえて対応していただきたいと思いますが、部長のお話を聞いて終わりたいと思います。

○東大野農林水産部長 損害賠償が支払われるまでのつなぎのお話でございますけれども、大変今議会でもおしかりいただいたシイタケも含めて一時的なつなぎ融資の部分につきましては、制度的にはほぼ賠償請求対象になるものがカバーできてきているというふうに承知してございますが、手続きが煩瑣だとか、今までなれていないというところもございまして、仮渡し、前渡しの制度をJAが動かしているという部分もございまして、その手続きの煩瑣というのはできるだけ解消できるような工夫は考えてまいりたいと思います。

○千葉伝委員 私のほうからは、草地の除染のほうの対策についてお聞きしたいのですが、今大宮委員からお話が出た、農家の人たちが大変困っていて、それに対しての助成ということ、それから損害賠償の件、この部分についてはきのうの一般質問で佐々木茂光議員が被災地の状況を切々とお話しされた。全く私も同感だし、一日も早い復旧、復興をしなければならぬということ。そして、それに対して県が、トップが、その判断というものを今求められているのではないかなと思っております。したがって、除染の分も含め、一日も早い対策を進めるという意味では被災した沿岸のみならず、県全体のそういった被害にかかわる分での助成をしっかりと進めていただきたいと、私からもこの分はお願いしたいと思っております。

それで、お聞きしたいのは草地の除染対策で、今補正予算に上がったのは、畜産振興費としては28億2,000万円、除染の分と言えば27億2,000万円を今回計上しているわけですが、早期の除染を進めるに当たってということで、一般質問等でも何人かからこの対策についての話がありました。同じことを聞くわけにはまいりませんが、いずれにしても牧草地、それから放牧地、そういったところの草地除染を進めると。やはりこれもさっき言ったとおり一日も早くやっていたかかないと、畜産農家が酪農家を含めて大変厳しい状況に置かれていて、もちろん肉牛のほうも廃用牛の処理も含めて私のところに毎日とは言いませんけれども、直接農家のほうから、何とかしてくれと、もうこのままだと首をくくることになりかねない、そういった思いを直接話されている部分もあります。したがって、地域、地域さまざまなその課題があるわけですが、代表する形で少しでも早い草地の除染を進めていただきたいという観点からお聞きしたいと思っております。

一般質問で話が出た分では、もちろん工程表等についても今、市町村、団体あるいは生産農家と進めているよということで、たしか全部の工程表ができる前でも順次話が進んだところから進めたいという答弁だったと思っております。そういうことを考えた場合に、100ヘクタール以上で除染をするのは、全体の分が1万5,000ヘクタール、そのうちことしは8,300

ヘクタールということでそれは進めるのだけれども、ではその残った分が来年中あるいは3年かかるとか、ことしできるのは半分しかできませんよという話に今の進め方はなっていると思います。そうするとやれたところとやれないところとか、すぐくまだらな状況も考えられる。やると言ったときは限りなく一斉にやる。だから、それをやるには今の農業公社でやるというのは無理だよと、だからもう限りなくどんなところでもいからやれるところに頼んでやると。それに対しては後でしっかりと助成というのは考えるよということで、団体とか市町村が今度は生産者にと、そのまた段階もあるものですから、生産者たちはどうなるのだということで直接私に電話が来るというのはそこだと思うのです。ですから、私ももちろん頑張りますけれども、同時並行的に生産者にしっかりそのやり方が伝わるようなことをぜひ進めていただきたい。

お聞きしたいのは、現在市町村、団体で詰めていて、8,300ヘクタールの全体の工程表なるものがいつごろはつきりするのかということと、雪が降ればちょっと難しくなるのでしょうから、多分、雪が降る前あたりまでに8,300ヘクタールやるという話になると思いますが、その辺の状況をちょっとお聞きしたい。なぜ聞くかということ、宮城県は8,000ヘクタールぐらいをことしの8月までに完了する、一斉にやると、こういう話をちょっと聞いているものですから、そのあたりの情報も入っているのか。そのやり方も、宮城県は宮城方式ということでいいのかと。私は、宮城県でやれるのだったら、なぜ岩手県でやれないのかということをお願いしたいと思います。ちょっとあっちこっち飛びまして。その点をお願いしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございました牧草地の除染対策についてでございます。今お話を聞かせていただきまして、進め方、あとは工程表の提示の時期、そして進捗状況等も含めてどのようにやっていくのかというような話だったと思います。牧草地の除染につきましては、事業主体は県農業公社としてございますけれども、農業公社で必要な機械を確保いたしまして農家等に貸与する方法、そして作業機械を有する畜産農家等に加えまして、建設業者等の協力も得て必要な資材も確保しながら進めていきたいと考えてございます。

今年度は、先ほどもお話がございましたとおり1万5,000ヘクタールのうちの8,300ヘクタールというのが今年度の計画でございますが、作業の準備ができ次第順次施工してございまして、現時点におきましては既に今年度事業分として2,630ヘクタールについて既に着手をしてございます。

工程表につきましては、現在、策定作業を進めてございますけれども、県では先般策定の考え方につきまして県内の市町村、農協等に提示しまして、現在各地域の現地工程会議で地域の除染作業実施に際しての課題への対応、実施期間、面積の割り当てなどを調整しながら、盛んと地域ごとの工程表、生産者にもお話を伝えながら調整をして組んでございます。そういった工程表を今月中旬には畜産農家の皆様方にお示しできるように作業を進めているところでございます。

あとマスコミ等にも出てございますけれども、農家にも連絡が来ないとか、いろんな不安な要素が指摘をされてございます。恐らくそういった話を言われているのかなと思って聞いたのですが、いずれこの事業では事業に早期に着手できるように契約前の着工を可能としてございまして、農家からの申し出や現地確認は順調に進んでいるところなのですが、農業公社からの契約前の着工に係る資材の発注行為が非常におくれてございまして、それを非常に重く見まして数週間前に振興局を集めまして、振興局の支援をいただきながら、あと農業公社の体制につきましても地域の担当制をしくなどして見直しを図って、今対応しているところでございますので、今までのおくれを少しでも取り戻すように努めてまいりたいと考えているところです。

○千葉伝委員 いずれ先ほど私から申し上げたのは、少しでも早く進めるための算段、そういったことをしっかりと進めていただきたいということです。

最後にちょっと私宮城県の話を出しましたが、その辺について私の持っている情報の部分をちょっと。これは5月29日の時事通信社から出ていますけれども、作業が可能な1万ヘクタールは県全体の牧草地の77%に相当する分であるけれども、種をまく秋までに終わらせるために8月までに除染を完了させる予定、作業については生産者が農具を使って行うとか、もちろん表層土の入れかえなんかをやって除染を進める、東京電力からの確実な補償は決まっていないけれども、関連経費は県が支援するということの中身で書いてあります。もちろん5月の時点ですから、本県と同じように6月議会には補正予算を提出する予定と書いてあります。このあたりのやり方で宮城県は1万ヘクタールで、ほぼ8割を除染するというやり方で進めるということなのですが、岩手県は1万5,000ヘクタールのうちの8,300ヘクタールということからすれば、私はもっと頑張れる分があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○渡辺畜産課総括課長 ただいまの御質問でございますが、まず本県の状況についてつけ加えさせていただきます。

先ほどお話を申し上げました8,300ヘクタールについては、最低限この面積はクリアするという意味でございます。今般の6月議会におきましても、特にも農家の委託施工につきましても、平成25年度の部分につきましても前倒しで今年度に着工できるように進めていきたいということですので、8,300ヘクタールにプラスアルファというのはかなり出てくるものだと認識してございます。

宮城県の状況でございますけれども、ただいま千葉委員のほうから1万ヘクタールを今年度にやるという話がありましたが、月に1回のペースで国主催の会議で意見交換をいろいろさせていただいてございますけれども、我々のほうに伝わっている情報では2年間でやるということで伝わってきてございます。あとこれは単価等々の問題もいろいろ委員の皆様には話は伝わっていると思いますけれども、単価につきましても宮城県の単価構成についても非常に不明確、そしてその根拠についてもまだよくわからないという、宮城県の情報についてはそういった状況でございますので、何とも今時点ではコメントしづらいと

というような状況でございます。

○千葉伝委員 それぞれの県で基準が違っていると、積算もそうかもしれません。いずれ私から申せば、やはり畜産をこれまで頑張ってきている岩手県だと、ほかの県に風評を含めて負けない、そしてしっかりと頑張っているぞという姿勢を示すことが私は他県あるいは消費者にも理解されることになるだろうと思いますので、ぜひ頑張ってください。

あと最後一つだけ。市町村の要望、きのうもちょっと話が出ました。そっちの要望の中には、100 ベクレル以下のものの除染もやっぱりやっていかないと風評の部分に対応できないという、例えば酪農家ですと牛乳 50 ベクレル以下という話になってくると、本当に100 ベクレル以上だけやっていて大丈夫かという声があるわけです。したがって、100 ベクレル以下の草地の除染も進めるべきではないかと。大きいところで、例えば葛巻町とか一戸町とか、そういったところの動きがあるということで、県のほうにも岩手県全体の除染ということも考えていただきたいという要望が出ています。その分については、もちろん優先的なやり方は必要だと思います。もうここは少し高くなっている、あるいはぎりぎりとか、そういったことは必要かもしれませんが、やはり本県の酪農なり畜産、先ほど言ったようなことで風評をこれ以上出さない、あるいは大丈夫だという宣言ではないですけども、やっていくためには市町村で単独でもやりたいというところがあると。ただ、そうすると当然除染経費がかかるという話になったときに、県とか東京電力にだけ金を出せ出せということではないぞと。みずからの市町村でも半分とか3分の1とか、そういうことも考えてやるやり方もあるのだということでもありますので、そういったあたりも今進める分を優先的に進める方法はあるかもしれません。でも、その先のこともやっぱり考えておく必要があるのではないかとこの観点から、これからの除染の本県のやり方と方向性も含めてお聞きしたいのですが、部長から答弁をお願いします。

○東大野農林水産部長 草地の除染で今回補正予算をお願いしているよりも低い濃度の場所の除染の考え方でございますけれども、きのう本会議でも知事からも答弁申し上げたように、町村会、あるいは市長会から御提言いただいております。その内容につきまして、町村会、あるいは市長会とよくよく話し合いながら方向性を見つけていきたいと考えてございます。

○郷右近浩委員 草地の除染について大宮委員、そして千葉委員のほうからさまざまお話あったところでございまして、そうした部分について、考え方については気持ちを同じくするものですので、割愛しながら質問させていただきたいと思いますが、私自身が一般質問の中でこうした部分に触れさせていただいたので、そうした部分も考慮しながらお聞きするわけですが、作業現場ごとの状況に弾力的に対応できるような作業単価に、委託単価に見直したと、そういったような御答弁を以前いただいているのですが、どのような形になったのかということをお教えいただければと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございました牧草除染に係る委託単価の見直しについてでございます。

牧草地の除染に係る作業単価につきましては、本県におきましては基本的には県の草地対策関係事業の基準あるいは国の土地改良関係の積算基準に基づいて積算してございます。除染期間の短縮に向けまして地域の畜産農家やコントラクター組織等の協力が得られるように、畜産農家等が保有している作業機械を確認して、そして実際に作業現場に出向きまして、その状況に弾力的に対応できる委託単価に見直しを行ったところでございます。

反転耕につきましては、現場では保有機械というのは農業公社の場合には二連式なのですけれども、現場では一連式のことが多いということです。当然稼働力というのは時間がかかるということが出てきます。攪拌耕につきましては、入念耕起を念頭に作業時間の補正が必要になったことに加えまして、それぞれの工程の作業時間や機械の規格を見直すなどして、いわゆるプラウ耕による基本的な受託単価を14万6,000円から18万円に見直しをしたところでございます。また、ロータリー耕による基本的な受託単価につきましては、同じ14万6,000円から17万4,000円にさせていただいたところでございます。

今申し上げましたこの単価につきましては、あくまでも基本的な標準作業単価でございまして、その標準作業経費のほかに耕起深を確保するための攪拌耕起、何回かしないとかなかなか土によってはかたいというところがありますので、通常の標準作業単価よりも何回もかけなければならない、そういった工種なり石れき除去に係る経費につきましても、作業の有無によって追加作業経費として現場にお示しをしたという内容になってございます。

○郷右近浩委員 わかりました。この金額で間に合うか間に合わないか、それぞれ地域にもよるでしょうし、恐らく今お話しになった基本的なというような言葉が入っているということは、さまざまなケースに対応していくことを考えながらやっていただいているのだろうと思います。

ただ、そうした中でもありますけれども、私の地域にもあるのですが、山全体が草地のようなところで、どうしても表土が10センチぐらいしかないというようなところで、なかなかロータリーにしても何にしても難しいようなところがあると。さて、一体どうしたものかというところについても、恐らくさまざまな形での御相談を市町村とやっていただいていると思いますが、そうした難しい地域、特殊な形、もしかしたら手作業でなんていうような話ではないですけれども、現在の課題的な部分というのはどのように進められているのかお聞かせいただければと思います。

○渡辺畜産課総括課長 耕起の不能な地域といますか、そういった困難な地域についてどう考えているかという御質問だろうと思いますが、いろんなケースがあります。一つの例で言いますと公共牧場、ここには非常に大きい岩があつたりします。圃場内に転石がある場合などにつきましては、事業主体である農業公社が実際に現場に出向きまして、写真を撮ったりして、その処理方法を随時その都度検討して対応していくことにしてございますし、また急傾斜地などの牧草につきましては、現在どの程度の傾斜まで反転耕が可能なかどうかというものを検証してございます。

また、耕起による除染が困難な場合の対策としましては、先般の委員会でもお話がしま

したけれども、耕起ということではなくて土壌pHの調整によるセシウムの土壌吸着の促進、あるいはカリウム含量が不足しないような施肥管理による牧草への放射性セシウムの吸着抑制効果などについて検討しているところでございます。このような検討の中身につきましては、同時並行的に国においても検討してございまして、国と常に情報交換をさせていただいてございまして、いずれ年内中にそういった他県の情報交換をする場を持つということにしておりますので、そういった状況も見ながら耕起不能地域での除染対策を進めてまいりたいと考えてございます。

○郷右近浩委員 わかりました。滞りないようにぜひ進めていただきたいと思います。

こちらは委員長にお諮りするような形になるかと思いますが、この予算の部分ですけれども、この予算に該当するのかどうかという部分からちょっとお聞きしたいのですが、牧草、稲わら等の集中保管施設の設置の考え方でございますけれども、たしか一般質問の答弁でもそうした部分では取り組んでいきたいというようなお話をいただいたわけですが、もしそれに取り組んでいくとするならばこの予算という形になるのか。また、そうではないという場合は、この後にお聞きしなければいけないと思っておりますので、その点お取り計らいいただきながら質問させていただきたいと思っております。

○菊池副部長兼農林水産企画室長 放射性物質の影響を受けた牧草、稲わら、それから堆肥、これが庭先あるいは畜舎のわきに置かれている状態が大きな課題だということで、今の仮置き状態から何らかの集中保管できないかということをこれまで検討してきましたが、一番のネックはそこに持っていったものがその先どうなるのかということで集中保管も進まないという現状にありました。それが環境生活部サイドで焼却という方針を打ち出したことによって、それが担保されるのであれば集中保管も並行して進みやすくなったであろうということで、6月補正予算の時期ですので、ではどの予算で対応するのかということで、環境生活部のほうでは9月の補正予算まで待つと大分また時間がかかるということで、今執行しようと思えば執行できる予算が今話題になっている事業の中にありますので、当面これで執行して、本格的な焼却に向けての一連の対策の経費は次の議会で予算措置されるというような考え方で、総務部と農林水産部と環境生活部の合意のもとに、この予算から当面執行していくということにしているものであります。

○郷右近浩委員 わかりました。この件に関しましては、さまざま皆様お考えがあるとは思いますが、私自身が奥州市、金ヶ崎町、そして一関市と話を聞いてきた中では、県が主導で何としても建物を建ててほしいといった考え方よりは、やっぱり地元の方々と話ししながら、それにはもちろん市町村の方々が一緒になって取り組みながら、きちんと説明をして、設置という、そうしたことはしなければいけないという認識が強いように私は感じております。本当に無理やり県がやらなければならないのだというような話ではなく、一緒になってぜひとも取り組んでいただくことをお願いしながら、その辺につきましてのお考えをお聞かせいただきながら質問を終わります。

○東大野農林水産部長 農林水産部として昨年8月末に補正予算を計上させていただいて、

稲わら等の処分の事業を立ち上げました。そのときの考え方として、やっぱり地域の中でどうするかということを大事にしていけないといけない、そうではないと進まないという考え方もございましたし、そういった汚染されたものが市町村域越えて果たして移動させられるだろうかといった考えもございまして、事業主体を市町村とさせていただきます。今委員御指摘のとおり、各地域にあるそういった汚染されたものについては、各地域でよくよく話し合っ、地域の中のコンセンサスのある中で対応の道を見つけていくという方法が大切だと思いますので、これからもそういった姿勢で取り組んでいきたいと思っています。決して市町村にお任せして県が外れるというつもりは全くございません。振興局も含めて、ずっとかかわり合いながら対応してまいりましたので、これからもそういった対応の仕方をさせていただきます。

○高田一郎委員 私は、放射性物質被害畜産総合対策事業から幾つか質問いたします。

一つは牧草の除染対策なのですけれども、これまで本会議でも1万5,000ヘクタールの除染が必要だということを述べてきましたけれども、実態としてはもっともつとふえるのではないかなと思っていますのです。現状についてどのように見ているのか。原乳対策として50ベクレル以上の除染が必要だということもありますし、実際県から資料をいただいた1万5,000ヘクタールの市町村別の中身を見ましても、例えば一関市は976ヘクタールになっているのですが、現地に聞けば4,000ヘクタールという数字が出てくるのです。こういったことを考えますと、1万5,000ヘクタールではなくてもつとふえるのではないかなという思いを持っているのですが、この辺についてどのように考えているのか。

そして、もう一つは、今郷右近委員からも指摘がありました、物理的に除染がなかなか困難な地域もたくさんあると聞いています。これについては、農林水産省も新しい技術開発に乗り出したという報道がありますけれども、これもいつ結果が出るのかわからないと。岩手県全体としてどのぐらい物理的に困難な面積があるのか、この数字について、もしわかれば示していただきたいと思っています。

○渡辺畜産課総括課長 二つの御質問だっただろうと思います。

一つは、1万5,000ヘクタールの除染面積につきまして、もっともつとふえるのではないかというお話でございますが、本会議においてもお話させていただきましたとおり、今回の1万5,000ヘクタールにつきましては、これまでに実際に農家から上がってきた申出書の数字と、振興局を通してこれから上がってくるだろうと思われる数字からはじき出して1万5,000ヘクタールというのをを出してございます。今一関市のお話もございましたけれども、実際、一関市の農家から上がってきている数字、あるいは現場から上がってきている数字ではじかせていただいていることが一つでございます。

あと、今後どうなのかという話につきましては、確かに高田委員おっしゃるとおり50ベクレル、100ベクレルの間の問題はございます。ただし、この問題につきましては、去年もやってきましたけれども、今年度今まさに、酪農家においては個別調査というのをやっております。その調査結果をもって今後の対応については検討していくということに

してございますので、まずはこの1万5,000ヘクタールということでスタートを切るのだというように考えてございます。

あと2点目の困難な地域、どのくらい面積があるのかという御質問でございますが、これにつきましても本会議におきまして岩渕議員から御質問があったと思っておりますけれども、現地からの申し出に基づいて現地を今確認作業している段階でございます。じきにそういった面積が出てくるだろうと思っておりますけれども、現時点では不明ということで御理解いただきたいと思っております。

○高田一郎委員 農家や振興局から上がっている数字がトータル1万5,000ヘクタールというのでありますけれども、これはやっぱり動く数字だと思うのです。実際一関市の担当課に聞きますと、一関市全体では4,000ヘクタール除染しなければならないということで、私は恐らく2万ヘクタールとか、そんな形で推移するのではないかなと、ちょっと見通しわかりませんが、いずれ1万5,000ヘクタールをはるかに超えるような除染をしなければならないと思うのです。

そこで、着実に除染を進めていきたいという、きのうの知事の答弁でもありましたけれども、自力施工で2年とか、あるいは公社で3年というような数字も出ております。こういう数字について、本当にこの2年、3年でやれるという見通し、なかなか議論聞いていてもちょっと見えてこないのですけれども、例えば機械の問題とか、作業員の問題とか、あるいは資材の問題ですね。種とか、肥料とか、農家にはまだまだ届いていない。本当2年、3年でやれるような見通しや展望があるのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいまの御質問、この1万5,000ヘクタールを2年なり3年で本当にできるのかというお話でございます。まず、今年度は最低8,300ヘクタールで進んでいくのだという話をさせていただきましたけれども、以前からお話を申し上げさせていただいているとおり、この数字をクリアする、計画的に進めていくためには、何といたっても人と、機械と、そして資材の確保と、この三つが欠かせないと考えてございます。

人的な体制につきましては、前からお話をさせていただいているとおりでございます。北海道の農業公社から人員の応援を含めまして、県内の市町村の公社2カ所あるいは実際に農家で機械を持っていて、ほかの農家の応援をしてもいいよと言っているような農家、あるいは作業を請け負う組織、グループ、そういった方々、そして建設業者、彼らのオペレーターを含めまして現時点におきまして117名のオペレーターを確保してございます。

あと機械でございますけれども、機械につきましては8,300ヘクタールのうち、当面ことしの状況で言いますと、機械を持っていないところでの面積がざっと推定で4,600ヘクタールぐらいとはじいてございます。これを逆算しますとどのくらいの機械が必要かというと133セット必要になります。そのうち106セットは現在もう確保してございます。これを地域別に振りまると、ある地域だけがちょっと突出して不足ぎみということになっているのですが、ここについては建設業者の御協力もいただきながら、公社からの機械リー

スでこれを進めていくというように、もう対応を講じてございます。

あと3点目の資材につきましては、いろんな話が前半はありました。種子についても半分ぐらいしか調達できていないのではないかと、そういう話も年度当初にはございましたけれども、現在は100%確保してございます。

○高田一郎委員 1万5,000ヘクタールを前提として、機械あるいは作業員とか資材を確保できるというような見通しを持っているようですけれども、先ほどお話ししたように、この1万5,000ヘクタールというのはかなり動く数字だと思うのです。1万8,000ヘクタールとか2万ヘクタールとか、わかりませんけれども、そういう勢いになっております。そうしますと、2年、3年という期間以内に除染できるというのは、ちょっと見通しが出てこないと思うのです。そういう点で災害廃棄物については、とにかく8年の復興計画の中でやっぱり3年以内に必ずやらなければならないのだということで、広域処理も含めたさまざまな対応をして、何とか頑張って3年以内にやろうという見通しを持ってしております。私は、この2年、3年というのが妥当な数字かどうかというのもありますけれども、やはりもっと早く除染をして、そしてその期間内に必ずやるのだという決意のもとで工程表を策定していただきたいと思います、本当に長引けば長引くほど農家の生産意欲は後退しますし、繁殖障害とかさまざまな問題にも発展しますので、ぜひそういう決意で取り組んでいただきたいと思います。

次に、代替飼料の確保についてですけれども、こういう除染対策が長期化すれば代替飼料の確保もかなり大変になってくると思うのです。その点で今どういう見通しになっているのかということをお聞きしたいと思います。代替飼料は、面積による支給になっていると聞いておりますが、今放牧できない状態の中で飼料、わらが必要になってくるということで、十分な供給体制になっていないというお話も聞きますが、その辺のことも含めてきちっとした見通しがあるのかどうかという、その点についてお伺いしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 代替飼料の確保についてでございますが、この代替飼料の確保については随時月単位で農業団体と情報交換をさせていただいているところでございます。先般の委員会のおきにも高田委員にはお話をさせていただきましたけれども、長期にわたる代替飼料のスキーム、そういったものができているのかということで、これにつきましては県では国に対しまして、国内外からの確実な粗飼料の確保を要請しているということと、市町村、農協などに対しても乾草やサイレージなどの供給に関する情報の提供やあつせんを行いまして、安定的な代替飼料の確保に努めているということでございまして、農業団体と我々のところでは現時点におきまして大きな問題はないと考えてございます。しかしながら、不測の事態に備えまして、今までもそうなのですが、特に北海道の家畜改良センター、十勝牧場でございますが、そこから定期的に100トン単位で乾草を入れてございます。今後ともこの十勝牧場からの乾草の無償供給など国と連携をしながら、必要量の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 必要量の確保についていろいろな対応をしていただきたいと思います。

今度の対策の中には、平成24年産の放射性物質の検査の予算措置もありますけれども、除染後の牧草の解除に当たっても検査をしなければならないと。いろいろお聞きしますと、1筆ごとの検査だということもお聞きしております。1筆ごとになりますと、物すごく膨大な検査になるわけですね。一般質問の議論もありましたように、本当に検査体制が十分なのかということも問われてくると思うのです。万全の対応をとという答弁がありましたけれども、今後の対応については課題が起きないように取り組んでいただきたいと思います。現時点でどうなのでしょう。

○高橋企画課長 県としましては、今年度4月から放射性物質の基準値が厳格化されたということで、検査体制の強化に取り組んでございまして、農業研究センターにもゲルマニウム半導体検出器を配備しましたし、国から新たに貸与を受けて簡易分析器も2台増設することとしてございます。このような県が保有している検査機器で足りない分につきましては、国の委託検査機関、それから県内外の民間検査機関の活用などの方法で検査体制の確保をしまして、適切かつ円滑な検査を実施してまいりたいと考えてございます。このようなことにつきまして必要となる予算につきまして、今回の6月補正予算にも提案させていただいているところでございます。

○高田一郎委員 私が聞いたのは、今後のことについてお伺いしたのです。牧草の除染が終わってこれから解除する、そういう中で1筆ごとの検査をしなければならないわけですね。これは1筆ごとだと何万筆、それを超えるような検査をしなければならないということになるわけです。そうしますと、現場では検査機器の問題、体制の問題、本当に大変だという声も出ているのです。これに対して大丈夫なのかということをお聞きしたので、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 除染後の牧草の検査体制、検査能力といいますか、そういった御質問だったろうと思いますが、除染後の効果測定につきましては、国の通知では除染が適切に実施された牧草地につきまして、確かに、県が当該除染対策の効果測定することによって確認するということになってございます。うちの県では今おっしゃったとおり圃場単位でやっていくということにしてございまして、これはこれまでもそうだったのですけれども、民間の検査機関等々を活用しながら、その都度検査体制を組んでまいりましたので、今後とも検査体制には万全を期してまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 次に、牧草、稲わら、ほだ木などの農林業系副産物の処理についてお伺いしたいと思います。

市町村が既存の焼却施設で焼却処理を進める場合には、今提案になった放射性物質被害畜産総合対策事業で対応していくのだという説明をされました。今この処理をしなければならない農林業系副産物はどれぐらいの量と見込んでいるのか、またその現在の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○高橋企画課長 今御質問のありました農林業系副産物の現在の状況でございまして、農林業系副産物につきましては、牧草、稲わら、それから堆肥、ほだ木が考えられますけれ

ども、現時点で処理しなければいけない牧草は約2万トン、稲わらが約600トン、堆肥が約7,000トン、それからほだ木は、これはまだ推定の段階でございますが、109万本としまして推定で5,500トン弱ということで、合計で約3万トンの処理が必要と考えています。これにつきましては、稲わらについて一部焼却の処分を行ってございますが、そのほかにつきましてはほとんどが農家の庭先等で保管されたままの状態になってございます。先ほど御答弁申し上げましたとおり、今後、市町村等の既存焼却施設で焼却処理を進める方向で、関係機関とも連携しながら、市町村とも連携しながら取り組んでいくということでございます。

○高田一郎委員 3万トンの焼却処理というか、処分しなければならないという話、稲わらが一部対応しているというお話でございましたが、実際は一関市の大東清掃センターで牧草の一部が焼却処理されているというのが現実だと思うのです。私は、焼却処理が本当に進むのかなという思いは実際しております。一関市では実際6,000トンを超えるような牧草の焼却処理をしなければならないのですが、大東清掃センターだけでも300ベクレル以上の汚染された牧草の処理に3年かかるという状況です。しかも、もう一方の一関市の焼却処理場というのは、現在の一般廃棄物のごみの焼却処理でも2万とか3万ベクレルの、焼却灰からそのぐらいの数値が出ているのです。汚染された稲わらを焼かなくても。そういうような状況の中で焼却処理するというのは、かなり困難で時間がかかるのかなと思いますけれども、この点については本当に焼却処理で十分対応できるのかなという、その辺の見通しをちょっとお聞きしたいと思います。

○東大野農林水産部長 汚染された副産物の処理についてであります。当部としてはまず生産者の方々に保管の負担をしていただくという状態をとにかく解消したいというのが第一でございますし、その副産物が最終的に処理された状態になってほしいと、そういう方策を探るといのが考え方の基本であります。

焼却等の処分については、環境生活部、担当部との調整、連携の中で進めていかなければなりません。委員から今御指摘のあった状況というのも踏まえつつ、それを乗り越えていく方策をこれからも検討して進んでいく、そういう考えで進めていきます。

○高田一郎委員 なかなか困難な状況になっているのは、やっぱり国が最終処分についての方針を示さないからなかなか前に進まない、一時保管施設をつくっても最終処分はどうやったらいいのかが示されないから、一時保管場所をつくってもいつになってしまうのか、それが最終処分になってしまうのではないかと、そういう思いがあるからなかなか進まないと思うのです。第一義的にはやっぱり国に責任があると思いますし、県としても一層国に対して最終処分のあり方について早く示してもらおうように強く申し入れをしていただきたいと思います。

ただ、同時に国の対応を待っていて何もしないということではやっぱり問題があって、そういう対応の仕方が、これまで農家や自治体から県に対するさまざまな御意見が出てきたのではないかなと私は思うのです。私は、国はまだ示さないけれども、県としてはこう

いう対応をして処理をしたいという強いメッセージを国に届けて、国を動かすような対応をぜひして欲しいなと思いますけれども、部長の見解をお聞きしたいなと思います。

○東大野農林水産部長 これまでの対応も含めてお話し申し上げますが、先の見通しを示さなければ特に農林系副産物の処理が進まないというのは、今まで一関市が努力したにもかかわらず先の見通しがないため住民の方々の理解が得られなかったという事例もあります。したがって、今回、何としても県として処理を進めるのだという姿勢で議会でも答弁させていただいてございますので、当然、国に対しては強く訴えてまいりますし、あと、草地除染についてもそうですが、まだ技術検証段階にあった時点から何とか牧草の更新をやらせてほしいということを経済に申し出、かつ予算措置も承認していただき、そういった格好で国にこういったことをしたいというのを申し出て、それを認めてもらうという、働きかけて進めていくという取り組みもまたやっていきたいと思っております。そうした方法をとらないと前に進めないという状態がいつまでも続きますので、そういった姿勢で取り組みを進めていきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 そういう立場でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

放射性物質被害畜産総合対策事業、最後ですけれども、生体推定検査事業費が新規事業として提案されました。これは宮城県が既に始めてその効果があるということで、県としても新規事業で導入したという説明をいただきましたが、実際にこの効果をどのように見ているのか。そして、廃用牛対策にどれほど貢献できるのか、その辺の見通し、展望をちょっと説明していただきたいと思います。

○及川振興・衛生課長 ただいま委員から御質問ありました宮城県の状況でございますけれども、宮城県につきましては既に新聞報道等がございましたけれども、3月の中旬に技術的に確立したということ公表してございます。それを受けまして、当県といたしましても3月下旬に現地調査いたしまして、実際現場でどういった形で検査を進めているか、逐一調査を行ってまいりました。宮城県につきましては、県の畜産試験場でデータを集積してございまして、それも拝見いたしました。その結果、かなりの精度でもって牛肉中に移行している放射性セシウムを推定することができるということを確認してございます。本県につきましても今回の6月補正予算で御提案申し上げているところでございますけれども、そういう背景のもとに、導入したいという考えに至ったわけでございます。

この特徴でございますけれども、既に御案内のとおり牛肉中への放射性濃度の推定につきましては、特に廃用牛につきましては1頭ごとに給与したすべての飼料の放射性濃度を検査いたしまして、推定式に基づいて出していくというやり方でございますけれども、これは農家の勘違いとか記憶違いということが排除できないという部分がありまして、その部分を科学的な見地からきちんと検査できないだろうかといったようなことで、サーベイメータなどをもとにやられており、原理的には体表面に測定器、検査機器を当てまして、体内から発せられる放射線量を計数値としてとらえて、それを換算式によって移行の分析をするというものでございますけれども、かなりの確率で推定できるということで聞いて

ございます。

○高田一郎委員 わかりました。次に、シイタケの放射性物質調査事業についてお伺いいたします。今シイタケ生産農家を回ってみますと、共通して寄せられる声というのは、先が見えないということなのです。本当に来年生産できるのかと。だめならだめで、また考えようがあるけれども、先が全然見えないし、そういう説明もされないということなのです。7月中に原木ほだ木の検査が終わるわけです。その後、原木ほだ木の確保とか、あるいはほだ場の除染とか、さまざまなことをすべてクリアして、再生産ということになるわけですが、どうもこの間の議論を聞いていますと、来年の再生産に向けて万全を期したいという説明はされるのですが、本当にそうなのかなという率直な思いをしているのです。再生産に向けて本当に来年頑張ってみようという結論を早く示してほしいと言うのです。来年の春先になってから示されても準備もできないし、そんなに遅く示されたら、もう来年は生産できませんと、そういう話をされているのです。ですから、ほだ木の確保にしても、牧草の除染、ほだ場の除染についても、さまざまな問題を早くクリアして、生産農家に早く方向性を示すと、そして来年も頑張ってみようという気持ちになってもらうように早く方針を示してほしいというのが共通して出されているのです。その辺についてはいかがでしょうか。

○高橋昌造委員長 当局にお願いがございます。答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

○佐野林業振興課総括課長 再生産に向けた取り組みについて、情報発信が弱いのではないかと考えています。そういった声も踏まえまして、ただいま、ほだ木のサンプルをとり各生産者、農家を回ってございますが、そういったところにチームを組んで、それぞれの振興局の職員が生産者のところに実際に出向いた際に、今後の見通し等、それから生産者からの御要望等を伺うような体制で回っているところでございます。7月までに全戸検査を終えるということの選択の中できちんと方針として示すつもりでございますし、また、ほだ場の環境の状況はどうかということについては林業技術センターにおいて実地での検証作業に着手したところでございまして、それについての部分で早く結果を出してお届けするようにしたいと考えております。

○高田一郎委員 いろいろたくさん質問したいことはあるのですが、時間の関係で一つだけにいたします。県南地方のシイタケ生産農家は、例えば原木ほだ木の確保については原木ほだ木を購入しないで、直接山を買って、立ち木のまま買って、幾らでも安いほだ木を確保しようということで、秋から来年の春にかけてほだ木の確保をやっているわけです。これが本当に40円、50円の世界ではないでしょうか。それが1本150円とか200円とかになると、とてもそこまで投資しては、もうやめたいということを言っているのです。再生産できるという条件を整備するには、今までやったことがないことをやらないと私は産地が崩壊すると思っているのです。私も何十軒とこの間訪問しましたが、どこに行っても来年はやらないという農家が多数です。農家に本当に希望を与えるような対策を示してほしいと思うのですが、例えば原木ほだ木の確保について現時点でどのように考えて

いるのかお伺いしたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 本会議で佐々木朋和議員に御答弁申し上げておりますように、生産者からの原木確保の希望については逐次取りまとめて、岩手県の森林組合連合会を通じて確保することとして進めてまいります。ただ、立木買い、いわゆる山買いについてどういった山を確保したかわかった時点で、その山の原木が50ベクレルという指標値を超えているか超えていないかきちんと調べる必要がございますので、そのあたりについては生産者等の声を聞きながら対応していく必要があると思いますが、東京電力との賠償の考え方でいきますと、いわゆる逸失利益相当に原木の造成費を加えて賠償請求しているという事例が他県でございますので、そういったやり方も参考にしながら、どういった対応ができるのか、きちんと対応してまいりたいと思います。

○高田一郎委員 では、確認ですけれども、具体的な数字はわかりませんが、例えば立ち木、山を買って原木を確保したときは1本50円ぐらいだったと、ほだ木を原木で買えば150円とか200円だということです。この差額については賠償の対象になるのですか。原発事故がなければちゃんと40円とか50円で原木ほだ木が確保できたわけですから、これは賠償の対象になると私は思うのですけれども、この辺はどうなのでしょう。

○佐野林業振興課総括課長 実際にそのほだ木の造成に要した経費というものが当然賠償の対象になってしかるべきだと思います。

○吉田敬子委員 私からは、いわて農林水産業6次産業化推進事業費について何点か質問したいと思います。

先日委員会の調査で宮城県のほうに行った際にもトマトの生産者の方がいろんなものに加工されているのを見て、やはり6次産業化というところで岩手県もこれからもどんどん取り組んでいってほしいということで、期待を込めて質問をさせていただきますが、今回新しい技術によって新商品の開発をされるということで、これまでの6次産業化の取り組みに今回も追加することでどのような成果を見込んでいるのか。

そしてまた、今回商品開発普及に向けて具体的にどのような計画になっているのかを伺いたいと思います。当局のほうから資料をいただいたのですけれども、県内の食品加工企業等おける商品開発を進めるということなのですが、例えばこの技術というものがすごい機械を導入しなければいけないものなのか。もしせっかく新商品を開発できたとしても、例えば個人の農業生産者レベルの小さい単位だと、そういう機械自体のコストがかかるもの、企業でしか導入できないものであれば、実際には普及までに至らなかったりとか、その辺をどのようにお考え、計画になっているのか、まずはこの2点お願いいたします。

○泉流通課総括課長 農林水産物の6次化に係る高付加価値の生産物の事業についての御質問でございますが、この高度な技術といいますのは、確かに今農家のほうでは生産物をつくっていただきまして、それを加工して販売するということが6次化に努めているわけでございます。今回導入しようとする技術は、確かに委員おっしゃるとおり高価な機械を

導入いたしますが、この技術は今まで売れなかったもの、傷がついたりして市場に出せないものとか、あるいはたくさんつくって余ったもの、これをピューレ化、ピューレというのは生ですりおろしたような状態にするわけですが、これを熱処理しまして、遠心分離にかけて加熱処理するという高度技術を使いますと保存が可能になるということの技術でございます。その可能になったピューレ状の農産物をいろんな企業に使っていただきまして、それを例えばパンに練り込むだとか、あるいはソースの材料にするだとか、そういったところは各農家で、自分たちでできるのではないかと、つくるところはちょっと先ほどおっしゃったように機械を導入しないとつくれませんけれども、つくったものを県内の農家で使えば、生産するものは余ったものとか傷ついたものも活用できますし、通年でそれを使うこともできますし、それを今度は農家で加工して販売できるというような構想で、試験的にどのようなものなのかというものを試して使ってみるということで、実証の意味も含めまして、今回県のほうでこの事業をやってみるということにしておるものがございます。

○吉田敬子委員 実際には企業等でいろいろピューレにした段階で、生産者の方がその加工、販売等に至るということなのですからけれども、その普及のところが大事だと思うのです。せっかく技術が、新商品が開発されても次につながらないのであれば意味がなくなってしまふので、今回これが工業技術センターで技術開発されるということで、ちょっと前に調べたのですけれども、木材とか漆等の県産材を使ったものを商品開発するために工業技術センターで開発事業があったのですけれども、開発だけで商品化には至らなかったというものもあったので、せっかく岩手のものを売らんと開発しても、その後の出口に至らないと意味がないと私は思っているのです、大変期待をいたしておりますので、何とか生産者の方もその技術を使えるような普及、啓発活動のほうもぜひ期待をしたいと思います。

それも含めて、最後に県として6次産業化のこれからの考え方——きのうちちょっと当局の方にお話伺ったのですけれども、食品の6次産業化がやっぱりメインになっているみたいなのですが、これから林業の中の6次産業化というのも私は大事だと思っておりますし、エネルギーの問題の中でも、例えば川上の林業者だった林業経営体の方々がペレット加工もできたりだとか、木材加工もできるようにという、他県でも結構川中の方が川上と川下をやったりだとか、佐賀県でも実際にそういうのをちょっと見ていたので、ただ、今までやったことない林業者の方が6次産業化に携わるというのは難しいと思うので、県としてそこをぜひバックアップしていただいて、木を切るだけではなくて加工のところ、商品開発というのも今後6次産業化という部分でぜひ県のほうで考えていただきたいと思うのですが、その御所見を伺って終わります。

○泉流通課総括課長 今回の農林水産物の高付加価値化事業の今後の普及の方法についてでございますが、県ではどんなものがピューレ状、あるいは冷凍保存して新たに練り込む材料に使うかという、まずその選定もいろいろ試してみたいと思っております。その試

した中で実際に農産物を購入いたしましてピューレ状をつくりますが、これを県内の農家、企業の皆様に無償で提供して、自分たちで加工をやってみて、それを今度発表して、商品化につなげていければいいなと思っております。

○**竹田林務担当技監** 林業についての6次産業化でございますけれども、農産物と違って林業、木材というのは林業家自体ではなかなか難しいというのは、委員のお話にもありましたけれども、例えば事例として川上、素材生産者が今回再生可能エネルギーとして木質バイオマスというのが注目されていますけれども、単に丸太を売るといっただけではなくて、御自身がチップ化をしてそういった燃料として売っていこうと、そういった計画をお持ちの方もおります。ですから、流通課が持っている6次産業化ということではないのですけれども、委員御指摘のとおりやはり単に丸太というだけにとどまらず、幅広い販売の仕方ということは林業のほうでも考えてまいりたいと、そのように指導してまいりたいと思っております。

○**高橋昌造委員長** よろしいですか。

○**吉田敬子委員** よろしくお願ひします。

○**佐々木茂光委員** 私からはまず二つぐらいです。

まず、今ずっとお話を聞いていますと、確かに東京電力が補償する、県が補償する、いろいろありますけれども、受け手側、やっぱり生産者というのは先ほど高田一郎委員が言うように、その先どうなるのかというのがさっぱりわからないというのが、水産関係でもそうなのですが、離職をしてしまう、やめてしまうということが一番心配なわけです。だから、東京電力の部分について取り除かれればまた再開できるというのが、ただ、今東京電力絡みの問題がこれからいつまで続くかというのは、まさに不透明な状況にあると。そうしますと、これからどうやっていくかということをやっぱり示していくのが一番大事、逆に言うとそれが一番難しいのかもしれないですけれども、それらに対する考え方というか、今実際どういう取り組みをしているのかあったらば、あったらばというのはやっていないからというのではなく、そういうところを今頭に置いて恐らく現場とお話しされていると思うのですが、その辺の取り組み方が今具体的にどうされているのかということをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○**東大野農林水産部長** 放射性物質の対策全般と承知しましたが、基本的に生産現場をもとに戻していくというのが我々の基本です。ですので、牛の対策にしても稲わらはどける、草地も除染する、そういうことでとにかく生産現場をもとに戻していく。その間に資金の回転がないと経営が回っていきませんので、その間のつなぎ資金みたいなものはできる限り県で用意すると、そういったことでつないでもらって、賠償が多少時間かかってもつないでいくというのが基本ですが、ただ特にシイタケなどで感じましたのは、県からのアナウンスが不足しているということが生産者の方々の不安につながっている面もあると思います。シイタケにしても生産物に対して賠償金が来るまでのつなぎ、これもスタートがなくて今議会で大変おしかりを受けましたけれども、あと、使用制限されたほど木更新に

ついても賠償請求対象になりますが、これも賠償金が出るまでは、つなぎで融資しようという仕組みは用意しました。ただ、そのアナウンスが足りないのでは先が見えないといったようなお話をいただいているのだと考えておりますので、これからはもっとアナウンスをしっかりと、生産者の方々にも伝わっていくように努力します。

○佐々木茂光委員 いや、本当にそれが大事だと思うのです。生産者は頼るのはそこしかないのです。自分たちが物をつくっているのはいいのだけれども、どうなっていくのかというのがわからない。今の状態でいくと県がその中に入っているわけです。確かに農協もあったり、いろいろな支援団体があたりするのですけれども、最終的には県がどう立ち回ってくれるのかなということが、やっぱり最終的なところはそこにみんな頼りに行くと思うのです。だから、県の人たちがそこをしゃきとして、いろんな面に向かっていただければ、まだまだそういうのは大分楽になるというのか、そこが一番生産者は心配だと思いますので、引き続きそういう取り組みは手抜きなくしっかりやっていただきたいと思えます。

それから、もう一つ、先ほど聞いていますと、農林業系副産物という、庭先にわらを重ねて置いたりとか、堆肥もそういうところに恐らくあるのでしょうかけれども、この農林業系副産物というのは処理が進まない限り、ある意味延々と続くわけですね。私から言わせれば、ダンプに積んで東京電力の庭先に持って行ってぶんまけてきたほうがいいのではないかという、簡単に語ればですよ。そのぐらいの気持ちでやっていかないと、生産者は自分たちがつくったものをみんな副産物にされて、どんどん、どんどん庭先に野積みにして置かれる状態があること自体がやっぱり正常でないわけです。だから、先ほどから聞いていて、これは思い切って例えばどこかに大きな大きな焼却場でもつくって——この放射能に関しては恐らく延々といくと思うのです。今とりあえず取り除きましたといったって、原発があそこにあって、例えばまたあそこで何かドンとなれば、また同じような状況が恐らくあると思うのです。ないとは言えないと思うのですけれども、そう考えていくとやっぱり目の前から少しでもなくしていくということは、それをどこかに持っていったからと消えるものでもないわけだから、最終的にはどこかで最終処分というような形を考えると、思い切って全部焼却。それを今度は自分たちのエネルギーにかえていくというような考え方もできないわけではないのではないかと思います。

山ずっとありますよね。木質バイオマス、山から切り出したものからエネルギーを生み出すということもあるわけだから、例えば山側に1カ所でもいいだろうし2カ所でもいい、もう集中的にそれを処理する施設をこの際思い切ってつくったほうがいいのではないですか。やっぱり延々と続くと思うのです。処理したからと、そのまま終わるわけではないだろうし、常に放射能というのは大なり小なり落ちてくるわけだから、東京電力は電気関係でかなり専門のところもあるでしょうから、思い切って焼却と発電できるような施設に切りかえて、岩手県内にそういうのを2カ所ぐらいつくったらいいのではないですか。そうすれば、岩手県には山もあるわけだから、そういったのも踏み込んで、やっぱり目の前に

ふん尿があったり、堆肥があったり、ほだ木があったり、わらがあったり、だってこれから先、延々と出てくるのですよ。それは数字的には少なくなっていくかも知れぬけれども、またドンとなればどんとまた出てくるわけだから、そう考えると思い切ってもう焼却するか、それこそダンプで積んでいって東京電力の屋敷に行つてぶんまけてくる、どっちかしかないですよ。

だから、岩手県の人たちのことをやっぱり考えてもらいたい。あなたたちは間に入るから、東京電力がこうだから、こうだからと思うけれども、本当に知事の考えもいろいろあるかもしれないけれども、あなたたちはその道のプロです。だから生産者の人たちに何が一番障害になっているのか、それを取り除いてやるのがあなたたちの役割だと思うのです。そう考えると、少し飛び抜けてもいいから思い切った考え方がよろしいのではないかなと思います。やっぱりこれは焼却ですよ。あとはその焼却灰はどうするかというのは、それは東京電力にどうするのだということです。東京電力が庭先いっぱい掘って、それこそ保管施設をつくってもらえばいいわけです。早くこの岩手県の中からそういう疑いがあるものは、すべて預けてやるしかないと思います。だって、津波でもそうです、自分たちのがれきを他県に持って行ってお願いして処理してもらっているのです。それを考えれば、東京電力のために汚れているのだから、東京電力の本家本元に持っていくのがおれは筋だと思いますよ。それができないのであれば、しょうがないので私たちは私たちが処理してやるからということです。東京電力のやったことを私たちがやってやるからということです。本当は立場が逆なのです。そう考えれば少し金かかったって、おれたちが出す話ではないから。将来にわたっておまえさんたちが補償するのだぞという立場で、今は私たちがそれを代行しているだけだから。少しそのように切りかえてやったほうがいいと思います。生産者はそれを見ていると思います。それ待っていると思うのです。

○東大野農林水産部長 私どもの基本的な考えは先ほど申し上げたとおり、とにかく生産者の目の前から汚染されたものを取り除くことだし、それをとにかくなくしてしまうと、これが基本的な考え方ですので、ただいま御提言のあった趣旨を踏まえまして、除染に取り組んでまいりたいと思います。

○高橋昌造委員長 佐々木委員、いいですか。

○佐々木茂光委員 はい。

○高橋昌造委員長 ほかに。

〔高田一郎委員「関連はだめですか」と呼ぶ〕

○高橋昌造委員長 手短に、ではお願いいたします。

○高田一郎委員 東京電力に対する賠償の問題で関連して質問したいと思います。

賠償金を毎月請求しても毎月支払いが思うようになかなかならないという中で、県も努力をして、どうにか2月から4月分の請求に対して50%仮払いになったということは一歩前進ですけれども、しかし農家の大変な状況というのはこれで変わるわけではないと思うのです。先ほど部長のほうから、その間は資金繰りも大変で無利子の融資、つなぎ資金を

用意したという話でありましたけれども、実際は農家に聞きますと、東京電力の補償がいつ、どれだけ補償されるのかわからない中で融資というのはなかなか受けられないというのが声なのです。アナウンス不足も確かにあります。私はこのままの状況がずっと続けば農家はどんどん、どんどん離農していくのではないかと思うのです。川崎の道の駅に東京電力が来て説明を受けたときに、平成24年産のシイタケの賠償はことしできるかわからないというような説明をしているのです。さっき大宮委員もお話したように、東京電力に強く迫ると同時に、どうせ後で来るのですから、やはり思い切って県が賠償金を立てかえると。私は農家の窮状を見て、そういった思い切った対策が私は必要だと本当に強く思います。この点についていかがでしょうか。

○東大野農林水産部長 東京電力の賠償支払いの件でありますけれども、前に答弁差し上げたとおり、基本的に請求した翌月には支払っていただきたいということで強く東京電力には申し上げていますし、これからもそれを申し上げます。

それから、賠償金の支払いまでの間、県として資金をつなぐ、再生産していくための資金を用立てるということは、この枠組みは変えないで生産活動を支援してまいりたいと思いますが、県が一時立てかえたということになりますと、今度は県が賠償請求の根拠を示さなければならないという立場になりますので、そういった仕組みで果たして賠償請求としてできるかどうかはよく研究させていただかなければならないと思います。

○高田一郎委員 賠償の請求の対象になるように、対象に私はなると思うのです。ぜひ検討していただきたいということを申し上げて終わります。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですね。いいですか。

○高田一郎委員 はい。

○工藤大輔委員 先ほど来からの放射性物質に関する対応、これはまさに各委員質問されているとおりでと思います。いずれ、先駆けて、あとは他県の事例等も考慮するというようなことも非常に大切だと思いますが、まずは起こっている現状は岩手県にもあると、各地域にあるということを考えれば、何よりの頼りが皆さん方だと思っていますので、生産者、また流通関係者、その期待にこたえられるような力強い対応を一層していただくように、まずそれを申し上げながら質問したいと思います。

今回のこの補正予算の中で畑作振興費、水産業振興費も新たに新規として計上されました。内容は、安全性を確保するもの、あと、その出ているものの数値の調査回数をふやすことによって早期の解除を目指したものであるということで、これらの事業については高く評価したいと思います。

そこで、これから農産物の関係等を見れば、春先から秋にかけてかなりの量が出荷されていくということになると思いますが、この時期にこのぐらいの事業費を計上し、対象種等を固めてきているわけですが、今回畑作振興費で計上している対象種、その地域であるとか、種別であるとか、選定の理由をお示ししていただきたいと思いますが、また、これからということを考えれば、さらに必要になってくるのかどうか、今後の見通しもお示し

ください。

また、水産業振興費の中で見れば、先般部長が洋野町に現状を視察に来られた際にちょうどタラの話をしたと思います。記憶されていると思います。問題となったなべ漁場でとれたタラが八戸の魚市場のほうではなかなか受け入れてもらえずに、宮古のほうに陸送しているという状況で、これまでは近い八戸の市場に揚げていたものが毛嫌いされているというような状況がありました。これは、八戸沖のほうでタラを含めた魚種の中から放射性物質が100ベクレル超のものが出たということもあって、八戸に揚がってくるものについてもその処理であったり、受け入れについて問題となったりした事案もあったと思います。ただ、そのときにはその話はまだなかったと思いますし、これらについても早く、岩手県のもので大丈夫なのだということ、特に鮮魚ですから対応をしていかなければ漁業者の生産を守れないと思っておりますので、恐らくそれらも含めて、今回この事業費にも盛り込まれていると思いますけれども、これらについても今後の見通しも含めて対応をお示し願いたいと思います。

○高橋農産園芸課総括課長 ただいま畑作振興費で計上してございますその予算について、どのようなものを実施するかということでございます。

品目的には、玄米、麦類、大豆、ソバ等々非常に多いので、長くなりますので、園芸作物をちょっと代表にお話しさせていただきたいと思っておりますけれども……。

〔工藤大輔委員「数でいいです」と呼ぶ〕

○高橋農産園芸課総括課長 数でよろしいですか。

〔工藤大輔委員「数がわかっているれば」と呼ぶ〕

○高橋農産園芸課総括課長 想定してございますのは、今国からはまだ具体的な、点数、作目みたいなものはまだ示されておらないものもございまして、この予算の積算段階では前年が171点ほどの実績に対しまして、今回は1,915点ほどのものの検査を計上しておるところでございます。

あと今後の見通しでございますが、国からまだ指示されておらない作物がソバあるいは米、大豆等でございます。その指示の内容等によりましては、ふえる可能性があるということでございます。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 水産のほうの水産物安全出荷推進事業費のほうは、現在出荷の制限を受けているもの、あるいは県知事からの水揚げ自粛をしている魚、これら海産魚の場合はマダラでありますけれども、今、国のほうから宮城県沖の県境正東線のほうで出荷制限指示が出されているわけでありまして、そこについて水揚げできませんので、今後この海域で漁獲できるように、漁業者に委託して漁獲してもらうための費用、それから川魚につきましてはイワナ、ウグイ、ヤマメについて現在、同じように出荷制限あるいは県知事からの採捕の自粛があります。したがって、これらも今その水域においては採捕できませんので、組合等に採捕してもらうための委託をするための費用として、この2点について予算をお願いしたところであります。

今後の見通しにつきましてははですけれども、県としては100ベクレルを超えるか超えないか、これをきちっと各魚種について今検査をしております。海のほうのものは、100ベクレルを超えているものは現在ありません。クロソイがこの間まであったのですけれども、1カ月間の検査の中で国の100ベクレルを下回っておりますので、解除いたしておりますので、海のものはない。ただ、川のほうのものは、まだウグイ等、高いものがございまして、そこら辺きちっと検査してまいりたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 畑作振興費のほうですが、1,915点、そしてまたこれからふえるというような推測ということで、それはその場に応じて対応していただければいいと思いますが、その検査は地域を限定してとか、放射性物質のより高い数値が出ているとか、選定基準を教えてください。

○**高橋農産園芸課総括課長** まず一つは、出荷量、生産量の多い場所というのがございます。その産地の状況あるいは空間放射線量率が高い地域、例えば県南のようなところにある品目、あるいは昨年度の結果、例えば検出されたものがあるという地域はちょっと手厚くというような形で地域を選ばせていただいているところでございます。

ちなみに、この検査につきましては、例えば米でも、野菜でも園芸でもそうですけれども、いずれにしても生産のある全市町村が測定されるという状況になってございます。

○**工藤大輔委員** これから、ことしに限ってのことではない、また来年もこの検査等をしっかりやっつけていかなければならないと思いますが、春先には例えば山菜等が一斉に出てくる時期がある、この時期になればこういったものが出てくる時期があるということで、ことし1年を通して見れば、来年の検査に向けた傾向ということ、そしてどうしてもこの地域のものの特にも、ことしはやったけれども、来年はさらに深く、また細かく検査をしなければならぬというところが見えてくると思います。そういった際に現状の検査体制でいいかどうかということは、先ほど来質疑が交わされているとおり、まだまだ十分ではないという認識を持っています。特にも高い数値が出ているところ、また一つエリアで出てしまったところということ、地域の生産者から見れば、やはりもっと細かくやってほしいという希望が多いと思いますし、早期の解除に向けて何回か、例えば2回、3回検査することによって早くでも解除できるようなものであれば、そのような体制でもって生産者、消費者の安心を取り戻したいというような気持ちが多くあると思います。ですので、この体制というものについてもこれでいいのだということではなく、民間に頼ることだけでもなく、市町村も含め希望の多いところでもありますので、それにこたえていただくように私からも強く要望をしておきたいと思っております。その他もありますけれども、ここでこのことについては終わりたいと思っております。

○**高橋昌造委員長** 答弁はいいですか。

○**工藤大輔委員** 要望で。はい。

○**高橋昌造委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋昌造委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号船越漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 漁港災害復旧工事の請負契約議案について御説明をいたします。

議案（その3）の42ページをお開き願います。議案第13号船越漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。船越漁港災害復旧工事の請負に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、船越漁港災害復旧（23災県第369号）、同じく（23災県第299号）、同じく（23災県第300号）の工事でございます。工事場所は、下閉伊郡山田町字船越地内。契約金額は、7億8,960万円。請負者は、大坂建設株式会社、住所は宮古市宮町一丁目3番43号であります。

お手元に配付しております船越漁港災害復旧工事の説明資料を、恐れ入りますがごらん願います。本工事は、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災津波により被災を受けた漁港の機能を回復させるため、防波堤ほかの施設を復旧するものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。

入札の経緯であります。入札公告日、平成24年4月2日、入札、5月14日、落札決定、5月23日となっております。入札参加資格は、土木工事A級で、海中工事の実績を有している者。入札参加申請者は7者で、入札参加者は5者となっております。入札の結果、大坂建設株式会社が7億5,200万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合

は 93.06%となっております。

次に、説明資料 3 ページには工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、恐れ入りますが、下のほうにあります平面図をごらんいただきます。左の陸側から海に向かいます、②23 災県第 369 号の護岸延長 276.2 メートル、物揚場延長 200 メートルを復旧、次に①の 23 災県第 299 号の防波堤 75.4 メートルを復旧、その下に見えます③23 災県第 300 号の突堤 20 メートルを復旧する工事であります。契約金額は 7 億 8,960 万円、請負率は 0.9306 でございます。工事期間は、平成 26 年 3 月 20 日までとしております。それぞれの施設の被害状況写真を載せてございます。

次に、資料 4 ページには船越漁港の全体の平面図に施工箇所、丸印を記したものと漁港施設被災前後の航空写真を載せております。この被災前の左側の航空写真、これは船越湾の養殖施設等が見えていると思います。右側が被災後の写真でございます。この漁港の泊地の中に見えますのは、がれきが堆積しているものでございます。

次に、5 ページ目をお開き願います。5 ページ目には標準断面図を記載しております。23 災県第 369 号護岸・物揚場につきましては、左側が外海のほうになっております護岸、右側のほうが物揚場で内港側のほうになっているものでございます。右に行きまして 23 災県第 299 号は、防波堤の標準断面になっております。その下、23 災県第 300 号が突堤の標準断面になっております。この 23 災県第 300 号だけは倒壊しませんでした、沈下のみということで、水中コンクリートで腹付けして上部をかさ上げしているというような標準断面になっております。

以上、船越漁港災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 確認ですけれども、これら請負関係は 1 件 1 件これから審査して、説明も 1 件 1 件ですね。わかりました。

○高橋昌造委員長 いいですか、質問は。

○工藤大輔委員 いいです。確認ですからいいです。

○佐々木茂光委員 ちょっと構造的なことでお尋ねをしますけれども、これは恐らく沈下して高さ的にも高くなったということだと思っておりますが、強度的には例えばどのように変わりますか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 今回のこの海の構造物につきましては、高さはこれまでの高さと同じ高さになっておりますので、構造的には被災前と同じ高さになる予定です。唯一違いますのがこの 23 災県第 300 号につきましては、防波堤、突堤が倒壊しませんでしたので、沈下しただけということで、その上にかさ上げでもとの高さに戻したという断面になっております。

○工藤大輔委員 この後の同様の請負契約の締結に関するものもありますので、例えばこの事業は原状復旧なのか、例えばこのように変えたとか、それぞれあると思いますので、

これまであった構造物と比較して新たに工法を用いたものだとか、全体に似たような案件のもので、その都度質問が重複しないように説明していただければと思います。

○高橋昌造委員長 当局のほう、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 では、そのようにお願いいたします。

あとは、なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号山田漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 議案（その 4）の 1 ページをお開き願います。議案第 23 号山田漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

山田漁港災害復旧工事の請負に関し、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、山田漁港災害復旧（23 災県第 598 号）、同じく（23 災県第 599 号）工事でございます。工事箇所は、下閉伊郡山田町中央町地内。契約金額は、6 億 4,260 万円。請負者は、大坂建設株式会社、住所は宮古市宮町一丁目 3 番 43 号でございます。

恐れ入りますが、お手元に配付しております山田漁港災害復旧工事の説明資料をごらん願います。本工事におきましても東日本大震災津波の被災を受けた漁港施設の機能を回復させるため、マイナス 2 メーター物揚場ほかの施設を復旧するものであります。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目をお開き願います。入札の結果でございます。同様に総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。

入札の経緯であります。入札公告日、平成 24 年 4 月 20 日、入札、6 月 4 日、落札決定、6 月 18 日となっております。入札参加資格は、土木工事 A 級で、海中工事の実績を有する者。入札参加申請者は 4 者で、入札参加者は 2 者となっております。入札の結果、大坂建設株式会社が 6 億 1,200 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 96.91%となっております。

次に、説明資料 3 ページには工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、下の平面図をごらんいただきます。逆の T の字の部分が 23 災県第 598 号工事で、

護岸 283.3メートル、マイナス2メートル物揚場が 453.7メートル、臨港道路が 401.8メートルの復旧工事となっております。隣接しまして 23 災県第 599 号工事では、護岸 104.5メートル、マイナス2メートル物揚場が 392.6メートルの復旧工事となっております。契約金額は 6億 4,260 万円、請負率は 0.9691 でございます。工事期間は、平成 26 年 3 月 20 日までとしております。それぞれの被災状況写真を載せております。

次に、説明資料 4 ページには山田漁港の全体の平面図に施工箇所を丸印で記したものと、被災前後の航空写真を載せております。左側が被災前の山田湾の状況で、相当数の養殖いかだが見えておりますが、被災後は壊滅状態になっております。

次に、5 ページ目をごらんいただきます。標準断面図を記載しております。23 災県第 598 号につきましては、地盤が沈下しましたので、もとの高さまで戻すために腹付けコンクリートを行いまして、上部をかさ上げしている工事ですので、基本的に原形復旧するものがございます。その下の 23 災県第 599 号におきましても同じく原形復旧ではございますが、鋼矢板、鉄の板を全面に打ち込んでかさ上げをするという方法で、これも基本的には原形復旧というものでございます。

以上、山田漁港災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 この山田漁港災害復旧工事は、ただいま説明がありましたとおり事業の中身等についてはいいと思います。入札の状況と結果なわけですが、説明でもありましたとおり入札参加申請者が 4 者で入札参加者が 2 者だったと。入札の調書を見てみると 4 者中 1 者が未受領、1 者が辞退、そして 1 者が無効、資格不適合ということで、最終的に残った 1 者が落札したという案件なわけです。入札は総務部のほうでやっているということですが、工事担当課としてどのような所感を持っているかということ、それとまた資格不適合、無効となった参加者の理由をお示してください。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 今回申請者数は 4 者ということで、4 者ともその資格を持っているという判断がなされたものということでございました。そのうち 1 者につきましては、事前に辞退を申し出た、もう一者につきましては、その入札日に札を入れなかったというところでございます。残り 2 者が正式に札を入れたということでございまして、本来であればもう一者の方が 1 番札を入れておりますので、この方が本来の契約者だったというところですが、総務部に伺いましたところ、書類を後から出すことになっておるのですが、ここの業者は期日までにその書類の提出がなかったということで無効とされたと、それで残りの 1 者の大坂建設が落札したという経過だと総務部のほうから伺っております。基本的には、数年前であればこういった入札関係は大体 10 者とかその程度の応札があるのですけれども、やはりかなりの工事量があるというのもありますし、この地域に近いところの方々で入札をされているということで、申込者が少ないものと判断しております。

○**工藤大輔委員** 県内にこのような同様の事業をできる事業者はあるわけです。そういった中で今回、このエリアに近いところの業者だけが参加したということですが、できるだけ今回の震災に係る経済効果を全体に広めるためには、やっぱり発注方法であったり、仕様はどういったものがあるのか、それらについて総合的に入札を所管する総務部のほうとも調整をしながら、相談をしながら進めていくという視点は何よりも必要だと思います。ここにしかできないというような事業であれば、これはいたし方ないと思いますが、決してそういうことではないと思いますし、この後のその他の際にもまたこれについて触れたいと思いますので、これにかかわる件については後にしたいと思いますが、その視点は必要だと思います。これからどんどん、どんどん仕事がふえていく過程の中で、目の前の漁港だとか、一つの物件だけが、一つ一つ入札だけがクリアして全部終わって、結果的に物が建てばいいのだということでは本当の意味の復旧、復興にならない。全庁的にこれらの考えを共有していただきたいと思います。それについての所感を、これからの進め方について伺って質問を終わります。

○**大村技術参事兼漁港漁村課総括課長** 非常に大事な視点だと考えておりますし、今回4件の案件とも海中工事ではありますけれども、それほど複雑な、大手でなければできないというような工事の内容ではございませんので、できる限り岩手県の地元の業者にまず発注して地元でやっていただくという視点が一つ。それから、海中工事ということになりますので、北から南まで同じエリアでその札を入れていただくという状況になっておりますので、そういう形でもってまず地元できっちりと受注していただいて、現場に精通した人たちにやっていただくという形にしたいと考えております。うちのほうは、これまでのところ、今年度応札ゼロというような事態にはまだなっておりませんが、市町村工事のほうで数件ほど見られるようになってきましたので、その辺も考えながら進めていきたいと思っています。

○**郷右近浩委員** 基本的なことになるかと思いますが、教えていただきたいと思います。

海中工事ができる業者というのは県内に大体何者ぐらいあるのか。そして、今課長の答弁のほうからも地域という考え方が出ましたが、その地域というのはどのようなものを想定しているのかということ。私にとって地域というのは、県内が地域というような思いもありますので、そういったところの答弁をお願いしたいと思います。

○**大村技術参事兼漁港漁村課総括課長** 海中工事の関係の実績を有している業者といたしますのは、大体20者程度ぐらい岩手県のほうにはございます。それで、普通その地域を考えたときの条件といたしますものは、例えば久慈地域で発注する場合には隣接する二戸とか、盛岡とか、宮古の範囲内で一応地域条件はつけますけれども、海工事の場合はもう岩手県全部が一つのものという考え方で、久慈、宮古、釜石、大船渡管内の業者が全部入ることが可能であるという意味でございます。

○**郷右近浩委員** また一つ教えてください。内陸の業者でこの海中工事ができるところというのはあるのでしょうか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 内陸の業者も実績はございます。例えばタカヤ建設とか、盛岡ですけれども、これまで田野畑村に営業所を構えて営業をずっと続けたということで、その本社とか支店とかが沿岸になければならないというのではなくて、これまでに海中の工事の実績がある者であれば入札に参加できるというものでございます。

○郷右近浩委員 わかりました。どこ建設なんていう話ではなくて、例えば海中工事ができる方とそうでない方が一緒になって工事進めていくということももちろん可能ではないのかなんていうことも思いながら、なるべくその地域での工事を、地域をよく知る方々にやっていただくというのは確かにそのとおりでと思いますけれども、やはりこの岩手県の建設関係の方々が一丸となって一日でも早い復興をなし遂げられないのかなという思いでございますので、そうしたことについても今後ともいろいろよろしくお願ひします。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですか。

○郷右近浩委員 いいです。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号茂師漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 議案（その4）の2ページ目になります。議案第24号茂師漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

茂師漁港災害復旧工事の請負に関しまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、茂師漁港災害復旧（23 災県第 350 号沖防波堤その 2）工事。工事場所は、宮古市田老地先。契約金額は、5 億 9,808 万円。請負者は、陸中建設株式会社、住所は宮古市宮町一丁目 3 番 5 号でございます。

恐れ入りますが、お手元に配付しております茂師漁港災害復旧工事の説明資料をごらん願ひします。本工事におきましても、東日本大震災津波により被災を受けた漁港施設の機能を回復させるため、沖防波堤を復旧するものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目をお開き願います。入札の結果の説明でございます。本工事も総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものでございます。

入札の経緯ではありますが、入札公告日、平成24年4月20日、入札、6月4日、落札決定、6月15日となっております。入札参加資格は、土木工事A級で、海中工事の実績を有している者。入札の参加申請者は6者で、入札参加者は6者となっております。入札の結果、陸中建設株式会社が5億6,960万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は89.90%となっております。

次に、説明資料3ページには工事の概要について記載してございます。工事内容につきましては、中ほどにあります平面図をごらんいただきます。沖防波堤191.1メートルを復旧する工事でございます。契約金額は5億9,808万円、請負率は0.8990。工事期間は、平成26年3月20日までとしております。それぞれ沖防波堤の被災前後の写真を載せておりますが、右側の被災後の写真には沖防波堤が消えております。

次に、資料4ページ目には茂師漁港全体の平面図に施工箇所を丸印で記したものの、被災前後の航空写真を載せております。被災前の航空写真には沖防波堤がはっきり見えておりますが、右側の被災後にはすべて消失した状態になっております。被災前の漁港の泊地の中に見えるものは漁船でございます。被災後に見えておりますのはコンクリートの殻が見えている状況になっております。また、標準断面図は沖防波堤の消波ブロックを積み重ねるものでございまして、原形に復旧するものでございます。

以上、茂師漁港災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 ちなみに、被災前にここの周りブロックがあったわけですが、これが被災後にはなくなっているというのは、これはみんな海中に散らばっているということでよろしいのですか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 そのとおりでございまして、港内側のほうにこのブロックが散乱している状況になっております。これを調査いたしまして、使えるものはもう一度上げて再利用する。ばらばらになっているものは残念ながら使えませんので、新しいものにするということになります。

○佐々木茂光委員 今この断面図見ると40トン型とありますね、消波ブロック。これが前のやつとは形が違うのですか。例えばトン数を大きくしたとか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 全く同じでございます。

○佐々木茂光委員 同じ大きさのもの。はい、わかりました。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号白浜（鵜住居）漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 議案（その 4）の 3 ページ目になります。議案第 25 号白浜（鵜住居）漁港災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

白浜（鵜住居）漁港災害復旧工事の請負に関し議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、白浜（鵜）漁港災害復旧（23 災県第 643 号）その 1 工事。工事場所は、釜石市箱崎町地先。契約金額は、6 億 8,250 万円。請負者は、株式会社及川工務店、住所は釜石市新浜町一丁目 4 番 37 号であります。

恐れ入りますが、お手元に配付してございます資料をごらん願います。本工事も東日本大震災津波により被災を受けた漁港施設の機能を回復させるため、第 2 防波堤を復旧するものであります。この案件につきましては、公告中に積算の誤りが判明いたしまして、積算を見直し再公告したものでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目をお開き願います。入札の結果でございます。本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯でございますが、入札公告日、平成 24 年 6 月 1 日、入札、6 月 15 日、落札決定、6 月 22 日となっております。入札参加資格は、土木工事 A 級で海中工事の実績を有している者、入札参加申請者は 4 者で、入札参加者は 3 者となっております。入札の結果、株式会社及川工務店が 6 億 5,000 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 96.35%となっております。

次に、説明資料 3 ページには工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、中ほどにあります平面図をごらんいただきます。第 2 防波堤 140 メートルを復旧する工事となっております。契約金額は 6 億 8,250 万円、請負率は 0.9635 でございます。工事期間は、契約から 416 日間としております。下のほうに第 2 防波堤の被災前後の写真を載せております。右側の被災後の写真には、防波堤の上に漁船が乗っている写真となっております。

次に、資料 4 ページ目には、白浜（鵜住居）漁港の全体の平面図に施工箇所を丸印で記

したもの、漁港施設被災前後の航空写真を載せております。航空写真につきましては、左側と右側と比べまして右側の漁港泊地の中にがれきが相当数堆積している状況になっております。標準断面につきましては、左側がセルラー断面と申しましてコンクリートの箱の中に碎石を詰め込む断面になっております。右側は水中コンクリートの断面になっております。これら二つとも原形の復旧になっております。

以上、白浜（鵜住居）漁港災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○吉田敬子委員 こういった工事、同じのがふえてくると思うのですけれども、震災がれきとかはこういう工事に使うようになるのでしょうか。まずは確認なのですが、よろしくをお願いします。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 ここに堆積してありますがれき等は災害関連廃棄物として処分されるものでございますので、漁港関係工事でうまく使えるものといえますとコンクリートの例えば防波堤が転んだ部分を壊したものは何かに再利用すると、そういう形のものがございますが、ここに出ているようなものは全くの震災のがれきですので、焼却処分とか燃えないごみとして処分するというものでございます。

○高橋昌造委員長 聞いていることは、再利用できないかという。

[佐々木茂光委員「がれきだの何かをまた使うものがありますかということを知っているのだよ」と呼ぶ]

○高橋昌造委員長 再利用のことでしょう。

[佐々木茂光委員「再利用でしょう」と呼ぶ]

○高橋昌造委員長 今ちょっと答弁が・・・。

○吉田敬子委員 私の質問の仕方が悪かったと思うのですけれども、環境生活部でも本定例会中に震災がれきをどう使っていくかというのが、ガイドラインみたいなのが出たと思うのですけれども、こういった工事の中にもがれき、再利用として五百何万トンというコンクリートがらとかいろいろ出ましたよね。それがこの工事の中にも再利用されているのかという、ごめんなさい、質問の仕方が悪かったと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 この工事には再利用されておりません。

○吉田敬子委員 今後は、でもそういう活用もされていくということになるのですか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 再利用可能だと私どもで今踏んでいますのは、コンクリートがらを極力再利用して、廃棄物の量を減らしたいと考えております。

○高橋昌造委員長 いいですか。

○吉田敬子委員 はい。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から本県の新規就農対策と青年就農給付金についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○鈴木農業普及技術課総括課長 本県の新規就農対策と青年就農給付金について御報告します。

本県の新規就農者の確保状況につきましては、平成23年度新規就農者数200人で、前年比27名減少しておりますが、目標200名を達成しております。表の就農区分別の新規就農者数ですが、新規学卒者につきましては平成23年11名、Uターン者につきましては121名、新規参入者につきましては18名、雇用就農者につきましては50名となっております。

次に、平成23年度の特徴的な動きといたしましては、就農区分の新規就農者が18人、前年比17名減っております。近年の増加傾向から五、六年前のレベルに少なくなっております。地域別につきましては、盛岡局が前年比11名減、近年減少傾向であります。県南局は100名台で例年並みです。沿岸局は19名で、前年比27名と大幅に減少しておりますが、これは平成22年、前年の特異的なシイタケ生産者の増加によりますもので、19名は過去の例年並みです。県北局につきましては、例年並みという状況であります。経営部門につきましては、参入数の多い部門として水稻、露地野菜、施設野菜、これで全体の6割を占めております。減少した部門につきましては、キノコ類5人、前年比19名、これは先ほど申し述べた要因によりまして、5人というのは例年並みです。酪農につきましては12人、前年比10名減であります。

次に、平成24年度の取り組みにつきまして、近年の新規就農者の状況に対応し、効果的な対策を実施してまいります。区分別に申しますと、新規学卒者は減少傾向であります。要因としては、生活費の確保のために卒業後他産業に就職、いずれは農業に戻りたいという方が多くおられます。そして、次に生活費確保と実践的研修を希望して雇用就農を志向されております。対応策としましては、農大や普及センターの継続的支援、いずれは就農する方への情報提供、機会提供を続けていくということでありまして、就農相談会等におけるマッチング、それから青年就農給付金の活用による安定的な研修機会の提供ということをしてまいりたいと思っております。

それから、Uターン者につきましては120人程度で安定的に推移しております。課題と

しては、経営継承時の技術、経営管理能力の不足と低所得が挙げられます。対応策としては、認定就農者へ誘導し経営発展をサポートしてまいります。それから、青年就農給付金による早期経営安定を支援してまいります。

新規参入者につきましては、20 から 30 人程度で推移しております。これは決して多くない数字と認識しております。要因としては、参入する際の障壁が高い。それから、就農後数年間の生活が不安定ということがございます。対応策としては、認定就農者へ誘導し、関係者が連携して経営発展を総合的にサポートしてまいります。それから、地域や産地での受け入れや育成体制の構築を進めてまいります。そして、青年就農給付金による生活安定支援を図ります。

次に、雇用就農者につきましては、急増しましたけれども、最近では減少傾向であります。要因としては、雇用可能な農業経営体が限られております。対応策としては、雇用を目指す経営体の規模拡大、新規事業展開の推進支援をしてまいります。また、就農相談会等においてマッチングを図ってまいります。

次に、青年就農給付金について報告いたします。下線枠内の給付の区分ですけれども、準備型と経営開始型があります。準備型は県等が事業実施主体になりまして、研修期間中に年 150 万円を最長 2 年間給付するものです。経営開始型は市町村が事業実施主体となりまして、経営開始時から年 150 万円を最長 5 年間給付するものであります。

次に、国のお金の配分状況でありますけれども、ア、国の配分は、本県には 2 億 3,700 万円、県の所要額としては 3 億 2,700 万円と見込んでおります。不足額は 9,000 万円と見ております。

これにより配分を行いますけれども、準備型と経営開始型の配分につきましては、事業実施要望額の割合で案分することといたしました。準備型には 5,700 万円、経営開始型には 1 億 8,000 万円を割り当てました。県が行う準備型の給付者の選定方法につきましては、県と農業公社による個別審査により選定してまいりたいです。

それから、ウ経営開始型の市町村配分の考え方につきましては、市町村ごとの配分に当たっては制度の趣旨を踏まえて次の①から③の者に優先配分します。なお、市町村にはこの配分の考え方を参考にするよう要請いたしました。まず、①就農前後の経営リスク、つまり独立、自営就農者、新規部門を立ち上げる就農者、この方々を優先する。91 人分、これにつきましては、対要望配分率は 100%となっております。②新規就農者の確保の視点から平成 24 年度の新規就農者を優先する。これにつきましては、①に割り当てられた者を除きますと、これで優先枠に入りますのが 12 人分、それも対要望配分率 100%となっております。それから、③経営の発展性、これは知事が認定する認定就農者の方々に配分する。これは①、②に入って既に配分されている方もありますので、残りの方となると 6 人ございまして、対要望配分率 100%となっております。そして、④、親からの部門継承の方々については、残余の枠を要望額に応じて案分しました。これについては 11 人分を各市町村に配分し、対要望配分率としては 19%となっております。

今後の対応方向としましては、各市町村に対し配分額を内報しましたが、現在9月の給付開始に向けて準備中であります。なお、農林水産省に対しましては、不足額について予算の増額を要望いたしております。

○高橋昌造委員長 次に、お手元の資料、主要農産物の生育状況と今後の技術対策について、高橋農産園芸課総括課長から説明を求めます。

○高橋農産園芸課総括課長 主要農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明いたします。

初めに、これまでの気象経過と今後の予報についてでございますが、これまでの気象経過については、4月の気温は平年比で見た場合、上旬は低く推移いたしましたが、下旬は転じて高目に推移しております。5月の気温でございますが、平年並みからやや高目に推移しております。中旬ころ一時低温がございましたが、その後回復しました。5月3日から4日にかけて県南部を中心に大雨となりましたが、大きな被害はなく、その後降水量は少な目に推移しております。6月の気温でございますが、上旬は高く、中、下旬は低く推移しております。降水量も少な目に推移しております。6月4日及び6日に県南部で降ひょうがあり、リンゴ等に被害が出てございます。なお、梅雨入りにつきましては、平年より2日遅い6月16日ころとなっております。最近の気象庁では、ころというのをつけてございます。

次に、3カ月予報、6月25日の気象台発表の予報でございます。東北地方の7月から9月の3カ月予報でございますが、7月上旬の気温は高く、7月から9月の平均気温は平年並み、7月の降水量は平年に比べて少ないけれども、8月から9月にかけて平年並みとなる見込みとされておるところでございます。

次に、2生育状況と今後の技術対策について御説明いたします。最初に、水稻でございます。生育状況は6月25日現在でございますけれども、生育は平年比で4日程度のおくれで、草丈が短い状況でございます。下に表がございまして、左側に地域、上のほうには草丈、莖数、葉数ということになってございます。下のほうの東部、ちょっとわかりにくいので御説明申し上げますが、東部は宮古、釜石、大船渡、沿岸広域振興局の市町村でございます。北部につきましては、二戸、久慈、県北広域振興局のエリアでございます。特徴のあるところに丸をつけてございますけれども、莖数のところの東部、沿岸部分でございますが、85%、県北でございますけれども、78%と生育がややおくれぎみでございます。なお、葉数についても東部、沿岸でございますけれども、およそ1枚葉の数が少なくなっております。

次のページをごらんください。水稻の今後の技術対策でございます。寒さに弱い時期、これは7月中旬から下旬でございますが、穂のもとができる時期、幼穂形成期と申します。及び花粉ができる時期、減数分裂期、この時期の低温が予想される場合は速やかに保温のための深水管理の実施を指導してまいります。なお、近年ふえております斑点米、カメムシが原因でございますが、出穂10日から15日前までの地域一斉草刈り等の指導を徹底し

てまいります。

次に、麦、大豆についてでございますが、生育状況、小麦につきましては、6月中旬以降の低温により登熟がややおくれてございます。ピークは今ごろとなる見込みでございます。穂数が雪解けのおくれ、あるいは春先の低温で平年並みからやや少ない傾向にあり、収量がやや少な目と予想されてございます。大豆については、平年並みに行われて、その後の生育も順調でございます。

今後の技術対策でございますが、小麦は品質確保のための適期刈り取り、適正な乾燥、調製を指導してまいります。大豆につきましては、収量、品質向上に向けまして除草、倒伏防止を兼ねた中耕、培土を指導してまいります。

次に、野菜でございます。生育状況でございますが、雨よけトマト、ピーマン、そして露地キュウリ、ピーマンにつきましては、低温、乾燥の影響によりまして停滞ぎみでございましたが、現在は回復傾向でございます。ホウレンソウあるいはレタス、キャベツの類でございますが、低温によりまして、これも作業等のおくれが生じたところでございますが、現在は順調に生育してございます。

今後の技術対策でございますが、高温多湿の時期にかかります腐敗性の病害あるいは株がしおれるというような萎凋病害、土壌病害等が発生するため、高温対策及び排水対策の指導を徹底してまいります。

次に、果樹、リンゴの生育状況でございますが、平年並みから2日程度のおくれの開花期となっております。果実肥大は昨年より二、三日程度進んでおりますが、平年比では90から95%程度のややおくれとなっております。6月4日に一関市、続きまして6月6日に花巻市、北上市で降ひょうがございましたが、特に一関市のリンゴに多くの被害が発生しておるところでございます。

今後の技術対策でございますが、着果数が多く、小玉になることが懸念されてございますので、摘果作業のおくれのないように指導を徹底してまいります。また、病害についても指導を徹底してまいります。なお、降ひょう被害を受けたリンゴにつきましては、病害防除、樹勢回復対策、追肥でございますけれども、これらを行い、被害が軽微な園地につきましては商品価値の高い果実を残すなどの摘果作業の吟味を指導してまいります。

最後に、花卉でございます。リンドウにつきましては、八幡平市、西和賀町などの山沿いの地域では、雪解けのおくれから初期の生育がおくれてございましたが、現在はおおむね平年並みまで回復してございます。小菊につきましては、定植おくれによりまして草丈不足が見られましたけれども、回復傾向でございます。

今後の技術対策でございますけれども、病害虫の発生時期を迎えるために、リンドウにつきましては葉枯病、あるいはダニ、オオタバコガ等の防除の指導を徹底してまいります。

○高橋昌造委員長 次に、岩手県競馬組合の発売状況等について内宮競馬改革推進室競馬改革推進監から説明を求めます。

○内宮競馬改革推進室競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況につきまして、その概

要を説明させていただきます。

まず、1の平成24年度の発売額の計画達成状況でございますけれども、第7回前半までということで、4月7日の開幕から7月2日までの通算39日間の計画達成率は110.9%となっております。その内訳でございますけれども、自場発売が117.3%、広域委託発売が101.8%、そしてインターネット発売が105.6%の計画達成率となっております。また、広域受託発売につきましては101.7%という状況でございます。

次に、2の岩手競馬の発売額と入場者数の前年度の比較でございます。発売額につきましては55億1,700万円で、前年度比105.0%となっております。それから、下の表の右下のほうにありますけれども、自場発売、広域委託発売、インターネット発売、いずれも前年度を上回っている状況でございます。それから、入場者数でございますけれども、これは競馬を開催している競馬場に足を運んでいただいた方の人数でございますけれども、10万7,371人となっており、前年度比較では95.8%ということでございます。

○高橋昌造委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○工藤大輔委員 今回提案された漁港災害復旧工事等の事業等も、委員会では承認されたわけですが、例えばこれからの大型の公共事業、これからどのようにまとめるのか、進んでいくかということで、これから示せる内容があればお示しいただきたいと思っております。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 5億円を超えます大規模工事につきましては、全体で90件ほど予定しております。そのうち今回の4件を含めまして、平成24年度は約60件を予定しております。残りの30件は平成25年度に発注する予定にしております。

今後の発注の予定ですけれども、平成24年度は10月には21件ほどお願いしたいと思っておりましたし、12月に5件、2月に23件、3月に8件というような形で、現段階ではその予定を立てているという状況でございます。

○工藤大輔委員 月別に示していただきありがとうございます。内容を今聞くとところによると、かなり月ごとに件数の違いがあるなと思っております。これはもう農林水産部だけの話ではなく県土整備部のほうにも絡むわけですが、資材の関係、人の関係、これまでも懸念される、また心配されるのがあるわけですが、実際にこのような形で発注される予定であるとすれば、先ほどは実質1件で受注したようなものもあるわけですが、入札不調ということも出てくる可能性もありますし、できるだけ平準化していくということは何よりも必要な視点ではないかなと思っております。今説明いただいたのは、恐らく入札ができるような準備が整うのがこの時期ということでの説明かと思っておりますが、それらについての調整等はどのようにするのかお伺いしたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 この主立った理由といいますのは、やはり上半期に発注したい、10月に契約したいということで集中すると。それからまた、設計をいろいろやって年度内に発注したいということで2月、3月に集中するというような今状況になっているということでございますので、やはりある程度請負業者等の資材等の関係も考えますと、なるべく平準化したほうがいろいろな面で有利であろうとは考えておりますので、

極力平準化を目指していきたいと思っておりますし、あと、今回は5億円以上の大規模ですけれども、振興局のほうでも百数件発注することになりますので、それも合わせましてよく平準化するような形で発注したいと考えております。

○**工藤大輔委員** その中には、先ほども説明ありましたように海中にかかわる事業と、そうではない通常の土木等の事業でやれる内容もあると思います。現状でその比率がどうなっているかということ、そしてまた本会議の答弁でもあったわけですが、復興JVということもこれから想定しながら進んでいくということになりますけれども、そういった中で復興JVを例えばどのぐらいで事業をやってもらおうとするのか、そういう調整等もされてきているのかどうかお示し願います。

○**大村技術参事兼漁港漁村課総括課長** 海中工事と一般の土木工事の比率ですけれども、きっちりとはじいたところはないのですけれども、基本的にはうちのほうでは防潮堤の工事が一般土木で発注されるということですので、件数的には、大半が海中工事のほうになると思っております。それから、現段階においてはうちのほうでは復興JVというのは考えておりませんので、単体で県内の人に受注していただきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** そうすると、かなりの件数が県内事業者を中心に入札に参加させるという方向になるということでもいいのかどうか。今示された全体90件分の中で、平成24年度分の60件がそうなるのかどうかまず確認をしたいと思っておりますし、そうであるとすれば、なおさら平準化をしていかなければ、入札ができたにしても、かなり厳しい状況になると思っております。それらの見通しについてお示しください。

○**大村技術参事兼漁港漁村課総括課長** 基本的には、県内の業者に単体でやっていただくという方針で、請負業者が困らないように平準化についてはしっかりとやっていきたいと思っております。現在地元の建設業者で、資材の関係は別にしまして、技術者のほうの手当てがなかなか大変だということで、いろいろ新しく採用したりしながらそういう手はずをしているとも聞いておりますので、なおさら短期間にどっと出ないように考えながらやっていきたいと思っております。

○**岩崎友一委員** 何点か聞きたいのですけれども、1点目は海産魚の損害賠償についてちょっと聞きたいのですけれども、現在国による出荷制限指示ということで三陸南部沖、これはまだ継続中だと思います。県による出荷自粛要請が釜石沖で6月1日になって、7月1日で解除されたと思うのですけれども、たしか当時それらの損害賠償に関しては検討中ということだったと思うのですが、その後どうなっていますでしょうか。

○**寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長** 海産魚につきましては、現在県漁連の中に損害賠償請求のための協議会を6月21日に組合長たちが参加する中で設立しております。今沿岸のほうにも回って具体的に立ち上げたということと、この協議会の内容、それから今後の進め方についてそういう協議会を中心に説明会をしております。それには当課からも今の検査の体制とか、自粛に向けてとか、そういうこともあわせて説明しながらやっておりますのであります。今後、協議会の中で漁協あるいは漁業者と連携しながら、今後どの

ような請求の仕方をしていくのかということを含めていくと思います。

○岩崎友一委員 そうしますと、例えば釜石沖のクロソイとかという具体的にそういうものに関して損害額が幾らとか、今後どうするという具体のところまでの話にはまだなっていないということですか。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 クロソイにつきましては、大槌町、釜石市の沖ということでありまして、6月1日に知事のほうで水揚げ自粛をし、7月1日には解除したわけでありまして、この間にどれぐらいの損害があったのか、こちら辺を漁業者のほうで従前の水揚げと比較しながら今後詰めていくことになると思います。

○岩崎友一委員 わかりました。これからということですが、決して漁師が不利とか、損とか、犠牲にならないようにしっかりと対応していただきたいと思います。

二つ目ですが、被災地の農地の件なのですが、今被災地の農地回復何とか事業とかというのでいろいろ動いていると思うのですが、現段階でも被災した農地の復旧率というのですか、回復率というのですか、その辺がどうなっているかを教えていただきたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 今回の大震災津波によりまして沿岸部の農地725ヘクタールが被害を受けておりまして、そのうち既に転用された分を除きます717ヘクタールを我々は復旧対象面積ととらえておりまして、主として農地等災害復旧事業ということで県が事業主体となって復旧しております。そのうち沿岸の宮古市以北につきましては、ほぼ計画どおり復旧を進めまして、ことしの春の作付に間に合うことができたと思っておりますが、大槌町、釜石市から大船渡市、陸前高田市につきましては、現状でまだ農業者の方々が仮設住宅に移っておられたり、県外、あるいは被災地から離れた場所に避難されているという状況がありまして、復旧の意向の確認がなかなか進んでいないという状況がございますので、春先の復旧が当初の見込みよりもおくれていたという状況ではございますが、工事自体の契約は既に復旧可能な部分の請負契約は済んでおりますので、現在そういった方々の意向確認を進めながら、現地の境界確認等をあわせて実施して、これから本格的に復旧を進めていこうということで今取り組んでおるところでございます。5月末までの復旧状況ということで見ますと、717ヘクタールの復旧対象面積に対して104ヘクタールほどの復旧の状況でございます。

○岩崎友一委員 今の717ヘクタールに対して104ヘクタールというのは、全体だと思っております。その意向を確認できた方に対してはどのようなのでしょうか、全部そういった対応はできているということなののでしょうか。

○伊藤農村建設課総括課長 意向確認につきましても、これまで工事の説明会を3回あるいは4回の御案内をして何とか確認ができているという状況で、まだ完全にすべての方々の意向が把握できているわけではないので、ある程度まとまった団地で復旧ができるような状況まで、意向の確認を高めていきたいというのが我々の思いでございます。

それともう一つは、津波によりまして農地が流失をしてしまっているということで、そ

のための客土の確保がもう一方で課題になっておりますので、それらを並行して今進めておるところでございます。5月以降に入りまして、大分その辺の手当ても進んできておりますので、今後復旧のピッチを上げていきたいと思っております。平成24年度のうちには300ヘクタールを超える復旧を果たしたいと思っております。

○岩崎友一委員 今、実際大槌町でも遠野市から結構土を持ってきているんですね。だから、うまく内陸の業者と連携しながら、そういった土の問題とかも解決しながらやっていただきたいと思いますし——ちょっといい話がありまして、これ今始まったことではないのですけれども、震災後に被災地に入ったボランティアの方々が何とかこっちで復興を見届けながら仕事をしたいと。ただ、サラリーマンではなくて、やっぱりこっち来たのだったら漁業とか農業とか、そういったものを始めたいという声もありまして、ただ、たまたまそういった話をいただいた方が被災した農地を使えないから、今現実的には動けないという話だったのですけれども、そういったいい話もありましたので、少しでも再開したい方が再開できるようによろしくお願ひしたいと思います。

あと大きい話で部長にちょっとお願ひというか、きのう嵯峨議員も一般質問で取り上げました。まちづくりをする中で区画整理、あと県土整備部の防災集団移転促進事業、農林水産部の漁業集落防災機能強化事業ですか、三つに分かれていまして、区画整理は復興局の担当と、三つに分かれていると思うのですけれども、とにかく今まちづくりを、この計画をどうにか早く進めなければいけないという中で、やはり窓口がなかなか一本化しなかったりとか、例えば県土整備部に聞くとこう、でも復興局は違う答えだったり、いろいろ市町村が問い合わせをしてもなかなかスムーズにいけないという現状がどうしてもあるようなのです。特にも防災集団移転促進事業と漁業集落防災機能強化事業だと使える制度が違ったりするのもかなり多いようでして、市町村も何とか県に聞きながら進めているのが現状なわけですね。何とかそういった市町村からの窓口をできれば一本化してまちづくりが進められように、県土整備部と復興局とうまく話をしながら進めたいと思っておりますけれども、今その三つに分かれていることに関しても、もし部長は問題というか、こういった何かやりづらい点があるとか、自分の意見に対してどう思うかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○東大野農林水産部長 まちづくりに向けた制度の活用の問題であります。漁業集落防災機能強化事業なら漁業集落防災機能強化事業、防災集団移転促進事業なら防災集団移転促進事業、それぞれよき悪さというか、欠けている点ありまして、そのほかに地域がどの点を大事にしたいかということもまた、ありだと思います。漁業集落防災機能強化事業の場合には、かさ上げしていない部分でも一定の施設は置ける、そういう意味では漁港を中心にしたまちをつくっていききたいという場合には好都合ではありますけれども、ただ防災集団移転促進事業と比べてやっぱり劣るところがあるわけで、それは地域の方々が決めていくことだと私たちは思っています。

窓口が分かれていて、それぞれ言うことが違うという点につきましては、さまざまなお

問い合わせに答える立場のほうがもっと受け皿としての統一性を持つ必要があると思いますので、そこは県土整備部なり復興局と相談の受け方を検討していきたいと思います。

○岩崎友一委員　そこはひとつよろしくをお願いします。

利点が多いのはどうしても防災集団移転促進事業のほうでして、防災集団移転促進事業をとってもらえればいろんな補助金がもらえたりとか制度的にそういった利点が多いという中で、防災集団移転促進事業の制度を漁業集落防災機能強化事業にも当てはめられないかという声も市町村から多いと思うのです。ただ、現段階では既存の法律ではそれが認められないということなので、何とか既存の枠内だけでやるというよりも、そういった声を受けて制度の改正というか、しっかりとこれから進めていっていただきたいと思います。これは要望ですので、よろしくをお願いします。

○高橋昌造委員長　答弁はいいですね。

○岩崎友一委員　いいです。

○郷右近浩委員　また済みません、一般質問のときに聞いた部分なのですが、今回林業振興という部分でいろいろお伺いしたかったわけですが、たまたま選んだ事業等が県土整備部にかかったりして、その中でこの件に関しましても農林水産委員会のほうの意見をお聞きしたくお伺いするところでございます。

といいますのは、今回、県土整備部のほうで地域型住宅ブランド化事業という事業が出ております。一般質問で言ったので余り多くは言いませんけれども、この事業につきましては本当に川上から川下までというような形で、県産材をかなり使えるのではないかと、そうしたことでこの岩手県の中でうまく回っていくような、そうしたはずみにもなるのではないかと私自身は思っているところでございます。

そこで、今回そうした意味で林業的な形でのこの取り組みというのは、どのような形でこの事業等がセットアップになっていくのかお伺いしたいと思います。

○竹田林務担当技監　地域型住宅ブランド化事業そのものについては国土交通省、本県で言えば県土整備部の住宅サイドの事業になりますけれども、委員が一般質問でもお話しになったとおり県産材の利用ということについては林業の振興に直結する事業だと我々も思っております。今回、地域型の復興住宅におきまして136の生産者グループをつくっておりますけれども、その中には県産材を供給する者、製材する者あるいはプレカットをする者ということで、単に工務店等のように建築する者だけではなくて、県産材を供給する者も含まれたグループ化でございまして、そういった形で県産材を利用した住宅がつけられれば、復興住宅が終わった後もしっかりと供給できる体制づくりができるものということで、我々は建築サイドとそういった県産材を供給する方々とのマッチングを進めてまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員　はい、わかりました。今回の地域型復興住宅という、この136のグループの方々ですけれども、先ほど私が出した地域型住宅ブランド化事業、これは国土交通省モデルでの組み合わせになりますけれども、セットになると本当に被災者の方というか、

住宅再建する方にとっても本当に有利な、120万円の上積みまで補助いただけるような事業でございますので、ぜひこの機会に、ちゃんと県内の木材加工業者も、山主も、いろいろな方が一緒になって取り組むということが、被災地のためになるということですので、ぜひともその御指導というか、一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

私の頭によぎるのは、過去に屋内練習施設をつくる云々といったときに、なかなか意見が合わずに、私の思いとそうでない思い等がいろいろ——もちろん、これまで県産材の利用ということにかかわってきていただきました皆様方の思いも通じなかったところがあったかに思いますので、そうしたことのないよう、ましてや今回はこの岩手の復興のために一生懸命頑張っていただきたいと思います。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですね。

○郷右近浩委員 はい。

○吉田敬子委員 先ほど郷右近委員のほうから県産材の活用の話が出ましたが、被災した合板工場の件で、現在川中、川下のほうでどのように林業振興課で取り組まれているのかをちょっとお伺いしたいです。

青森県ではこれから、人工杉を加工するための工場を大きくつくる予定になっているみたいですし、秋田県でも同じように大型製材工場が既にできているという、同じ北東北3県ですごく一生懸命頑張っているなというところで、岩手県ももう少し林業振興のために、被災した合板工場も含めてぜひもっと進めていってほしいなと思いつつ質問させていただきますが、その被災した合板工場の件で今どのような動きになっているのか教えてください。

○佐野林業振興課総括課長 確かに今回の東日本大震災津波によりまして、沿岸部の大きな合板工場が被災したということで、行き場を失った原木が40万立方メートルほどございます。それについては、昨年度の第1次補正、それから第3次補正で認められた森林整備加速化・林業再生事業によって、いわゆる流通コスト支援というものを、県外へ原木を供給する、被災地以外への工場に原木を持っていくコストの支援を行って、一方で合板工場以外の部分も含めまして、国の補正予算等を使って復旧に取り組んできて、宮古地区ではほぼ被災前の水準に戻っているという状況でございます。一般質問の中でも御質問ありましてとおりでございますけれども、いずれ県内にできれば合板工場を誘致すべく、さまざまなことで林業関係団体等とも連携して取り組んでいる状況でございます。

○吉田敬子委員 前向きな御答弁をいただいたと思っておりますので、ぜひ積極的にそういう合板工場の誘致等、ほかの加工工場も含めて、隣県でもさまざまな先例があると思っておりますので、ぜひ岩手県でももっと林業振興のために御尽力いただければと思います。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですね。

○吉田敬子委員 はい。

○高田一郎委員 私も二、三質問したいと思っております。

一つは、農産物の出荷自粛のあり方について伺いたいと思っております。この春、山菜の出荷

自粛が行われました。一つの自治体で基準値を上回れば、とにかくすべて網をかけて出荷を自粛するということが本当にいいのかどうかということで非常に疑問を持っておりますし、また山菜などを出荷して生計を立てている方々にとっては物すごいダメージになっているのですが、この出荷自粛のあり方についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○高橋企画課長 今お尋ねの出荷自粛の考え方でございますが、これは国のほうから示されております、検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方によりまして、JAS法の規定等が県の単位であったと、産地表示義務が県単位であるということ considering して、出荷制限の区域の設定は、県域を原則とするとなっております。ただし、県、市町村等による管理が可能であれば県内を複数の区域に分割できるとされておりまして、これを受けまして県としましては、市町村単位で検体を採取して検査を実施しまして、水産物等を除きまして、案件ごとに国と協議して、市町村単位で要請しているものでございます。

○高田一郎委員 厚生労働省の考えに基づく対応ですから、食の安全という立場からの出荷自粛だと思います。ただ、例えば一関市では山菜を出荷している農家の方々が市の検査機器できちんと検査をして、20 ベクレルとか 30 ベクレルとか、基準値以内ということで出荷していたわけです。市内も合併して物すごく広い地域になったわけですから、そのどこかの1カ所で基準値が上がればすべてだめにするという、こういうやり方が本当にいいのかどうかと思うのです。

結構高齢者の皆さんは今、少量多品目ということで、シイタケとか、露地野菜とか、山菜とか、そういったものを道の駅に出荷して、年金プラス産直で生計を立てている人というのはたくさんいるのです。ですから、今回はシイタケもだめ、山菜もだめということで、農家も大変になっているし、道の駅それ自体も山菜を求めてたくさん来ていた方々が来なくなって、道の駅全体の売り上げも落ちているという状況になっています。厚生労働省の考え方はわかるのですが、一方では産地を守っていくということもやっぱり大事ですので、少なくとも例えば旧市町村単位で出荷規制、自粛するとか、そういう方向に国に対して逆に要求していくとか、そういうことが必要ではないかなと思うのです。これから秋にまた山菜が出てくるわけで、一度自粛になってしまえば、もうその1年だめになってしまうのですよ。どうなのでしょう、その辺。

○菊池副部長兼農林水産企画室長 我々農林水産サイドの行政が、例えば山菜を例にとりますと産地直売所できちんと検査したものをお出しくださいという注意喚起をいたしました。市町村の検査で50 ベクレル超えたものは県が精密検査しますから、それは何より産地を守るためといいますか、その産地直売所から規制値を超えたものが販売されるということが、とりもなおさず野菜、果樹全般にいえばその風評が及ぶということを懸念しての検査をしっかりとしましょうということでしたので、思いは同じところにあります。一方で市町村を細分化して旧市町村単位でやらせてくださいという、例えば厚生労働省と協議をするときに、旧市町村単位の合理性は何だというようなところに議論が行きかねないので、

そういったあたりの合理的な説明をしていくことになるわけですが、その場合はそれぞれ生産実態なり、品目ごとの栽培実態があるわけですので、そういうものの実態に応じて細分化できるものは細分化していただけないかというような協議は今後考えられると思っております。

○高田一郎委員 その点は了解しました。

もう一つ、先ほど農産物の生育状況の中で果樹の降ひょう被害の状況について説明をいただきました。県南では34ヘクタールという一つの生産団地が壊滅的な状況になっているという、大変な状況になっているのですが、これを見ますと技術対策が中心になっていますけれども、これだけでは大変なのかなというものがあるのですが、市町村と連携してどういう対応をしてきたのか、この点について具体的に示していただきたいと思えます。

○高橋農産園芸課総括課長 リンゴへの対応でございますけれども、降ひょうになってから被害が明らかになるのに、すぐはなかなか色が出てきませんので見分けられません。ですから、およそ5日程度置いてから、我が職員も現場に行ってみております。やはりひどい状況でございます、場合によっては出荷ができないのかなと思うようなところもございました。こうしたことから、それを受けてその翌日から一関市と相談いたしまして、県と市であわせて緊急薬剤防除、要するにそこから木がいかれないようにという薬剤防除、あるいは追肥、葉面散布による生育回復対策というものを実施することを決めてございまして、あとは早ければ来週あたりにはそういう助成策を出すことができるという見込みでございます。

○高田一郎委員 防除とかへの支援とか、あるいは技術指導が中心になってくると思えます。実は私もリンゴ農家でありまして、すぐ目の前で被害があつて、我が家は難を逃れたのですけれども、同業者としてせつない思いをしております。実際野菜とか園芸作物とは違って、ことし収入が見込めなくても来年に向けて摘果とか、もう相当吟味してやらなければならない。通常よりも被害が大きいことによって人件費とか物すごくかかるわけですよ。一方では共済の対応もできないという中で、やはり何らかの支援策というものも、今まで打ち出した対策を含めてそれを超えるような対策というものは考えられないのかどうかということなのです。とりわけ果樹とか、そういったものについては特別の対応が必要になってくるのではないかなと思えますし、近年こういった降ひょう被害とか、異常気象が物すごく発生しているものですから、そういう対策が必要ではないかなと思うのですが、その辺についてお考えをお願いしたいと思います。

○高橋企画課長 今お話ありました気象災害についてですけれども、今のところ共済の加入促進が中心になってございしますが、そのほかに自然災害により被害を受け資金繰りが悪化した方に対しますセーフティーネット資金という金利が低いものも情報提供させていただくということもしてございます。

あとそのほかにつきましては、流通対策ということもあると思えます。今例えばリンゴの例で言えば市場流通できないものについて、えくぼリンゴというようなことで売ったり

する場合もございますが、そういう市場流通できないものの販売支援なども含めて総合的な対策を打ちながら、足りない分については現場のニーズに合わせて今後再度検討してまいりたいと思います。

○名須川晋委員 1点だけ簡潔にお聞きしますので、簡潔で結構でございます。

前回何かHACCPについて発言をされたかもしれませんが、今水産業のほうで県独自のHACCP対応指針に基づいて適応した市場が八木だったかと思えます。あとは全国で5カ所、優良の市場ということで選定された、宮古魚市場ですか、そういうところで、これからの市場整備あるいは横断、縦断道、高規格道路が近年整備されるに当たってこのHACCPの部分、漁獲から水揚げ、流通まで一体となった流通システムなのですが、これを機としてうまくつながっていくようになるかと思うのですが、まずとれるように、あるいは育てられるようにという、漁業の復旧が第一としても、並行して進めていくことが必要だと思われませんが、その辺でこのHACCPの対応指針に即した市場とか、あるいは漁港の整備の観点というのも今進められているのでしょうか、その点お願いします。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 ただいまお話のありました八木と宮古、これは県独自のとは別個に大日本水産会のほうでこの衛生管理の認定をやっておりまして、そちらのほうのものであります。このほかに県独自のものとして、十数年ぐらい前から多くの市場が認定を受けてやっていたところでもありますけれども、今回津波で被災してしまっ、て、一挙にそこまではいけない状況もございます。例えば温度管理、製氷、例えば最初はサケからスタートして、定置網漁船がそこに氷を入れるとか、市場でも同じ鮮度管理、そして衛生管理、鳥が入らないようにとか、じか置きしないとか、そういう経験を皆さん積んでやってはいるのですけれども、まだ全体としてそこまでなっていないので、県独自の認定の活動は今ちょっとお休みをしております。今やっても多分認定の基準に達しない項目がたくさんあるものですから、市場も修繕途中で、製氷貯氷施設もまだ全部ができていないという中でありますけれども、市場を整備するに当たりましては、やはりそういう経験を皆さん持っていますので、そのレベルに施設整備するように我々も指導しております。

また、市場にはフォークリフトなんかもありますけれども、これらはガソリン式のものよりは電動式で排ガスが出ないとか、いろいろなものを今整備するに当たってはそういうところも注意しながら進めておりますので、もう少ししたらそこら辺もやっていきたいと思っています。職員も今はとにかく復旧、復興、施設のほうに注力しながら進めておりますので、そこのところは意識としては持ちながらやっておりますけれども、体系的にはもう少ししてから進めていきたいと思っています。認定のほうの話ですけれども。

○佐々木茂光委員 先ほど合板工場のお話が吉田委員のほうからもありましたが、やはり早く戻すべきだと思うのです、まず一つは。それで、今ちょっとお話を聞いていますと、県内どこかというよりも、私がお話したいのは、沿岸部の被災したところに約185名の方々が働いていたわけで、今県外にコスト支援をいただいて搬送しているわけです。ですから、それをやっぱり取り戻すのであれば、被災地に早々に取り戻す考えを持ってやって

いただくべきだと思っております。県外どこがいいだろうか、ここがいいだろうかというのではなく、その場所に今まで 10 万立米以上のものを扱っていたわけですから、被災地を復旧するという意味では、その方々の雇用も守れるわけでありますので、早々にその辺を決断していただければなと思います。それが一つ。

それから、漁業のほうの復旧、復興に向けたということで、いろいろ資材等の支援がこれまでもあったわけですが、どうもあり方が片手落ちなのというのが結構見受けられるのです。今までの国の考え方の中で支援体制をとるというのではなく、私たちが被災したわけですよね。それで、私たちのやつが本来ならば新しい基準になるのだと私はそのように思うのですが、ちょっと分けて例を 2 点ほどしますけれども、今回はいかり綱、アンカー、それから幹縄というところまでは補助の対象になって、本来そこに作物、水産物をつるすロープ等の資材がその対象外であったと、これがまず一つ。それから、今度は定置網のほうで、例えばサケ、マス等大型でやる定置と、それからえさ定置というのもありまして、同じ定置でも建て網は補助の対象になるけれども、生けすの網は対象から外れたというような話をちょっと聞くのです。だけれども、あり方を見るとそれがすべてセットになって初めて物を揚げられるわけなのです。生産に結びつくということです。だから、その辺の解釈を、これまでの解釈をもって私たちのあり方に当てはめるのではなく、私たちの考えていることがこれからの新しい基準であるという見方に立つべきだと思うのです。今具体例で水産関係をお話ししましたが、まずそこをちょっとお話し願います。

○石田漁業調整課長 漁業資材の関係ですけれども、現在は補助事業で鋭意進めているところでございます。1 点目、養殖施設の関係ですが、当初、国のほうは従前の補助制度の考え方で、委員おっしゃいましたようにいかり綱、アンカーと、これは補助対象と。それから、実際に養殖施設で貝類をつるすわけですけれども、そのかごとかそういう資材関係は当初対象としないという考えだったのですけれども、県からも要望いたしまして、昨年度第 3 次補正予算から、この養殖施設と一体であれば垂下するかご関係も資材一体として認めるという考え方になりましたので、現在は対象とするということで進めております。

それから次に、定置網関係ですけれども、定置網の事業については、共同利用漁船復旧支援事業という事業の中でやっておりますけれども、その定置網でとったいわゆるえさイワシの生けすの関係ですけれども、これはこの事業では対象にできないということです。ですけれども、別の事業で施設整備事業という事業がございまして、そちらのほうは養殖施設と同じ考え方で生けす網を整備できることになっておりますので、ちょっと漁業者の方には難しいかもしれませんが、別事業で手当てできるということで今進められることになっておりますので、よろしく願いいたします。

○竹田林務担当技監 合板工場の誘致のお話でございます。委員の一般質問でも御提言があったとおり、二つの合板工場ございまして、大船渡地区には 185 名の方々が技術者としておられたと。そういうことで、そういった経験がある方々を活用すべく地元で合板工場をというお話は、我々も多くの方々からお話を承っておりますし、確かにそういった視点

というのは重要であると承知してございます。

合板工場、10万立方の県産材の利用というものが失われたということはそのとおりで、県としては、何としても合板工場の新しい立地というのは今頑張っているところでございますので、どこにということになりますと最終的には立地される事業者の決断になるかどうかと思いますけれども、委員のお話あったとおり技術者がいるということで気仙地区というのが有力な候補であるということは、今働きかけているほうにお話しして御判断を仰ぎたいと思います。

○佐々木茂光委員 資材のほうは、ある意味いい方向に向かったのだなと思っています。当初そういう方向でないものですから、やはり言うべきところはきちっと言わないとなかなか届かないのだと、生産者が、要は現場に合わないような、すべてが合わないわけではないのですけれども、やっぱりそういう取り組みを常にいろいろなほうに目配せをしながら、これだけ震災を受けたのだということが少なくとも基準になるという観点でこれからも取り組んでいただきたいと思います。

合板工場については、努めて何とかその地域に来ていただけるように、我々も頑張りますけれども、当局のほうもしっかりとお願いしたいと思います。

○高橋昌造委員長 答弁はよろしいですか。

○佐々木茂光委員 はい、いいです。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回、8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査事項については、岩手県農業研究センター畜産研究における試験研究成果についてといたしたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会でありまして、所管事務の調査を行います。調査事項については木材産業の現状についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 よろしいですか。御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。7月に予定しております県内・東北ブロック調査についてであります。今お手元に資料配付してもらえますか。では、お手元に

資料を配付しますので。

〔資料配付〕

○高橋昌造委員長 よろしいですか。

平成 24 年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。おって通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変御苦勞さまでした。